

滋賀県の監査2023

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和6年4月

滋賀県監査委員事務局

滋賀県の監査2023 目次

1	監査委員および事務局組織	1
	(1) 監査委員	1
	(2) 代表監査委員および職務代理者	1
	(3) 職務	1
	(4) 監査委員事務局	3
2	令和5年度監査計画	4
3	監査等の執行状況	1 2
	(1) 定例の監査等	1 2
	①財務監査（定期監査）	1 2
	②行政監査	1 3
	③財政的援助団体等の監査	1 3
	④例月現金出納検査	1 4
	⑤決算審査（一般会計・特別会計）	1 4
	（公営企業会計）	1 4
	⑥基金運用状況審査	1 5
	⑦健全化判断比率等の審査	1 5
	⑧内部統制評価報告書審査	1 5
	(2) 随時の監査等	1 6
	・住民監査請求	1 6
	(3) 監査委員関係の諸会議	1 6
	(4) 年間監査等日数	1 6
	(5) 知事・副知事との意見交換	1 6
4	令和5年度の監査等に関する報告等（抄）	1 8
	(1) 財務監査（定期監査）の結果に関する報告	1 8
	(2) 令和4年度行政重点監査の結果に関する報告（概要版）	3 6
	(3) 財政的援助団体等の監査の結果に関する報告	4 0
	(4) 滋賀県歳入歳出決算審査意見書（抜粋版）	4 3
	(5) 滋賀県公営企業決算審査意見書（抜粋版）	5 6
	(6) 滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書	6 9
	(7) 健全化判断比率および資金不足比率審査意見書	7 0
	(8) 滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書	7 2
	(9) 住民監査請求および監査結果の概要	7 3
5	資料	
	(1) 財政的援助団体等の監査実施団体選定指針	
	(2) 外部監査制度について	

1 監査委員および事務局組織

(1) 監査委員

監査委員は、定数4人をもって設置されており、議員のうちから選任される委員は1人、識見を有する者のうちから選任される委員は3人（うち1人は常勤）とされている。

（地方自治法(昭22法律第67号。以下「法」という。）第195条、第196条、第202条、滋賀県監査委員条例(昭39条例第10号)）

(令和6年3月31日現在)

氏名	常勤・非常勤の別	選出区分	任期（在任期間）
清水 鉄次	非常勤	議会	令和5年5月9日～
奥 博	非常勤	識見	平成29年7月29日～令和3年7月28日 令和3年7月29日～（再任）
村尾 慎哉	非常勤	識見	令和2年4月25日～令和6年4月24日 令和6年4月25日～（再任）
河瀬 隆雄	常勤	識見	令和5年4月2日～令和9年4月1日

(令和5年度中に在任した委員)

成田 政隆	非常勤	議会	令和4年4月26日～令和5年4月29日
藤本 武司	常勤	識見	平成31年4月2日～令和5年4月1日

(2) 代表監査委員および職務代理者

令和5年4月12日の監査委員協議において、代表監査委員には河瀬委員が選任されている。職務代理者については、令和2年4月25日からは奥委員が指定（任期満了・再任に伴い令和3年7月29日に再指定、令和5年4月12日再々指定）されている。（法第199条の3）

(3) 職務

監査委員は、法第199条等の定めるところにより、次の監査等を実施している。

① 定例の監査等

ア 財務監査（定期監査）（法第199条第1項および第4項）

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査する。

イ 行政監査（法第199条第2項）

(ア) 対象事務を特定せず実施する行政監査

財務監査（定期監査）の実施に併せ、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査する。

(イ) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査

県の行う事務の中から、社会経済状況、施策の動向、各種監査の実施結果などを参考にして対象とする重点テーマを定め、事務が適正かつ効率的になされているかについて監査する。

ウ 財政的援助団体等の監査（法第199条第7項）

県が財政的な援助を与えている団体や出資団体等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

エ 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

オ 決算審査

- ・ 一般会計および特別会計（法第233条第2項）
- ・ 公営企業会計（地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

カ 基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

キ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

ク 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

② 随時の監査等

「①定例の監査等」以外の監査等については、その必要性や請求（要求）の内容等を検討の上、その都度、監査委員の協議により定めることとなっている。

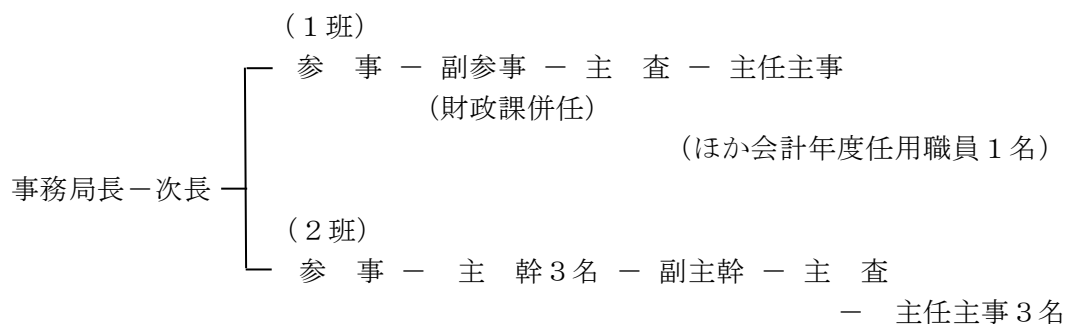
〔例：住民監査請求（法第242条第5項）など〕

（４）監査委員事務局（令和５年度）

- ・監査委員の事務を補助する機関として、次のとおり事務局が設置されている。

〔定数15名 現員15名〕（ほか会計年度任用職員1名）

（令和6年3月31日現在）



2 令和5年度監査計画

第1 趣旨

この計画は、滋賀県監査基準（以下「監査基準」という。）第8条および滋賀県監査実施要綱第2に基づき、令和5年度監査の実施に関し必要な事項を定める。

第2 監査等の基本方針

本県の財政状況は、今後更に財政需要が増大することが見込まれ、厳しさを増しており、「滋賀県基本構想」に掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向け施策を展開していくためには、安定的で持続可能な財政基盤の確立が不可欠である。財政収支を的確に見通し、社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応していくことが求められている。

監査委員は、県行政に対するチェック機関としての役割を十分に発揮するため、県民福祉の向上に資する行政サービスが、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか等の観点から引き続き監査を行う。

経済性、効率性、有効性の視点にシフトした監査の充実に向けて、人的、時間的資源を重点的に振り向け、更なる監査の質の向上に繋げることとする。

1 監査機能の充実

(1) 多角的な観点からの監査の実施

ア 財務の執行に関し計数等が正確か、手続が法令等に則り適正かといった正確性、合規性の観点から監査を行う。

イ 事務事業の執行について経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)のいわゆる「3E」の視点による多角的な観点からの監査を行う。

ウ 財務監査（定期監査）にあわせ行政監査を行う。

(2) 監査能力の向上

監査能力の向上を図るため、全都道府県監査委員協議会連合会や近畿府県監査委員協議会等への出席、他府県等の先進的、効果的な監査手法等の情報収集および事務局職員の各種研修会への派遣を行うとともに、これらで得た知識等を伝達研修・内部研修を通じて組織内で共有することにより全体的な能力の向上につなげる。

また、「3E」視点による監査を充実するため事例研究、勉強会等を行う。

(3) 監査の質の管理

監査等の質を一定水準に保つため、必要な証拠の収集と、監査結果に至る判断の過程とを示す書類の整備に努める。

(4) 外部監査との連携

外部監査人が実施する外部監査の実施状況にも留意し、双方の有する監査機能の最適化を図る。

2 監査結果等の県政への反映

(1) 監査結果の報告等

監査結果を県政運営に反映させるため、議会および知事等に報告するとともに、検討・改善を要する意見についても提出する。

また、指摘事項や意見については、その趣旨に沿ってより適正で効率的な行政運営に向けた改善措置の実施を強く求める。

(2) 監査に関する情報の提供

監査結果および意見については、速やかに報道機関に情報提供するとともに、県公報や監査委員事務局のホームページにより県民に分かりやすく提供する。

(3) 監査のフォローアップ

委員監査および包括外部監査の結果および意見が、予算の編成・執行や事務事業の運営等に的確に反映され、実効性のあるものとなるよう、その後の対応状況等を適宜調査し、フォローアップを行う。

(4) 監査の実効性の向上

監査結果等を庁議へ報告し、内部統制推進部局や共通事務所管課と監査結果等の共有を図ることにより監査の実効性を高める。

3 内部統制に依拠した監査の実施

効率的かつ効果的な監査の実施を図るため、事務に内在するリスクを抽出し、量的・質的重要性が高いと評価したリスクについて、重点的に必要な監査を実施する。

また、内部統制の運用状況の確認を行い、内部統制に不備があった場合には、適時に内部統制推進部局、内部統制評価部局および制度所管課に改善を求め、組織全体における内部統制の充実強化につなげる。

4 ICTを活用した監査の推進

ICTを活用した監査の実施を推進するため、監査調書等の資料は、原則、電子媒体により提出を求めるとともに、必要に応じてWeb会議による関係人からの説明聴取を実施する。

また、監査の効率化・省力化に向けて、大容量データ分析などのICT技術の活用方

策の検討を進めるとともに、監査対象機関の業務改善にも資するよう監査調書作成の省力化等の観点で、監査調書の見直しに係る検討を進める。

第3 監査等の実施計画

監査基準第3条に定める監査等を次のとおり実施する。監査等の実施時期は、別記1のとおりとする。

1 財務監査（定期監査）

(1) 対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の1(2)に定める本庁および地方機関とする。

(2) 対象年度

別記1の前期に監査を実施する機関は、令和4年度とする。ただし、必要に応じて、令和5年度の事務も対象とする。

後期に監査を実施する機関は、令和5年度の事務を主たる対象とするが、令和4年度の監査で対象としていない事務についても対象とする。

(3) 監査の方法

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係人からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合ならびに現地調査等の方法により行う。

監査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による委員監査を行う。

委員監査は、関係人からの説明聴取を監査委員自らが行う対面監査と予備調査の報告書をもとに行う書面監査のいずれかの方法による。

(4) 実施体制

ア 対面監査は、原則として監査委員2人で実施する。ただし、人事課、行政経営推進課、財政課、税政課、会計管理局、警察本部および企業会計を所管する機関にあつては監査委員4人で実施する。

イ 書面監査を行う機関は、別記2のとおりとし、書面監査は、代表監査委員が行う。なお、監査委員が必要と認める場合は、対面監査を行うものとする。

(5) 実施場所

原則として、本庁にあつては監査執行室、地方機関にあつては各合同庁舎または当該事務所等において実施する。

(6) 実施期日

監査は、別記1の時期に行うものとし、実施期日は、該当月の1か月前までに定めるものとする。

(7) 監査結果等の報告および公表

監査結果は、速やかに報告を決定し、議会および知事等に提出するとともに公表する。監査の結果、検討または改善を要する事項があった場合は、監査結果の報告に添えて意見を提出する。監査結果等は、監査対象機関の長およびこれを所管する部局長に通知する。

また、監査結果について、特に措置を講ずる必要があると認める事項があった場合は、知事等に対し、勧告するとともに公表する。

なお、監査結果等の報告および公表の時期は、別記1のとおりとする。

(8) 監査結果等の措置の公表

監査結果（指摘事項に限る）および意見等は、該当機関から措置状況について、期限を定めて文書により報告を求める。措置の内容の通知があったときは、当該措置の内容を速やかに公表する。

措置の内容を公表した後、必要に応じて、適時その状況を把握するとともに、翌年以降に実施する監査においても監査調書により回答を求める。

2 行政監査

(1) 対象事務を特定せず定期監査とあわせて実施する行政監査

監査の対象機関等は、財務監査(定期監査)と同様とする。

(2) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査

別に定める。

3 財政的援助団体等の監査

(1) 対象団体

滋賀県監査実施要綱第2の3(2)ア、イ、ウの各団体から実施団体を20団体程度選定する。

(2) 対象年度

令和4年度とする。

(3) 実施の方法および体制

監査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による委員監査を行う。

原則として、監査委員2人で対面監査を行う。ただし、団体の事業内容によっては、代表監査委員が書面監査により行うことができる。

(4) 実施場所

原則として、当該団体の主たる事務所または監査執行室において実施する。

(5) 実施期日

委員監査は、別記1の時期に行うものとし、実施期日は、実施日の1か月前までに定めるものとする。

(6) 監査結果等の報告および公表

監査結果は、速やかに報告を決定し、議会および知事等に提出するとともに公表する。監査の結果、検討または改善を要する事項があった場合は、監査結果の報告に添えて意見を提出する。監査結果等は、監査実施団体の長および当該団体を所管する部局長に通知する。

また、監査結果について、特に措置を講ずる必要があると認める事項があった場合は、知事等に対し、勧告するとともに公表する。

なお、報告および公表の時期は、別記1のとおりとする。

(7) 監査結果等の措置の公表

監査結果（指摘事項に限る。）および意見等は、該当機関の措置状況について、期限を定めて、監査実施団体を所管する部局長に対し文書により報告を求める。措置の内容の通知があったときは、当該措置の内容を速やかに公表する。

措置の内容を公表した後、必要に応じて、適時その状況を把握するとともに、翌年以降に実施する監査においても監査調書により回答を求める。

(8) 監査の立会

必要に応じて所管する県の部局（課、局）の職員の立会を求める。

4 例月現金出納検査

(1) 検査の事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の4(1)に定める事務および機関とする。

(2) 検査の実施方針等

関係諸帳簿および証拠書類により現金の出納について計数を照合確認する。また、必要に応じて保管現金等の確認を行う。

(3) 実施の方法および体制

代表監査委員が書面により実施する。ただし、特段の事情が認められる月にあつては、監査委員が関係人から直接聴取して行う。

保管現金の確認は、現金の保管機関に対して財務監査（定期監査）の予備調査時に、または必要に応じてあらかじめ通知することなく監査委員事務局職員が実施する。

(4) 実施期日

毎月、末日とする。ただし、その日が県の休日に当たるとき、または特別の理由があるときは、この限りでない。

5 決算審査

(1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の5(1)に定める事務および機関とする。

(2) 実施の方法および体制

上記1(4)、(5)で行う本庁の財務監査(定期監査)と同様とする。

(3) 実施期日

財務監査(定期監査)と同日に行う。

(4) 意見書の提出時期

ア 一般会計および特別会計

令和5年9月中旬

イ 公営企業会計

令和5年9月中旬

6 基金運用状況審査

(1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の6(1)に定める事務および機関とする。

(2) 実施の方法および体制

上記1(4)、(5)で行う本庁の財務監査(定期監査)と同様とする。

(3) 実施期日

財務監査(定期監査)と同日に行う。

(4) 意見書の提出時期

決算審査(一般会計および特別会計)に準ずる。

7 健全化判断比率等の審査

(1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の7(1)に定める事務および機関とする。

(2) 実施の方法および体制

監査委員4人で対面により審査を行う。

(3) 実施期日

財務監査(定期監査)と同日に行う。

(4) 意見書の提出時期

令和5年9月中旬

8 内部統制評価報告書審査

(1) 審査の対象

知事が作成した内部統制評価報告書

(2) 審査の対象となる内部統制の評価範囲

財務に関する事務

(3) 審査の着眼点

ア 評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。

イ 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切におこなわれているか。

(4) 審査の実施の方法

ア 滋賀県監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、総務部人事課が行った評価の根拠となる資料等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合によりを行う。

イ 審査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による審査を行う。

ウ その他の監査等の過程で入手した証拠を利用する。

(5) 審査の実施体制

監査委員4人で審査を行う。

(6) 審査の実施場所

監査執行室

(7) 審査の実施時期

令和5年7月から9月までに実施する。

(8) 意見書の提出時期

令和5年9月

(9) 知事との意見交換の実施

内部統制評価報告書審査に係る意見の提出に合わせて、内部統制の評価に関して知事との意見交換等を実施する。なお、上記のほか、効果的な内部統制の整備および運用等のため必要と認められる場合には、適宜、知事等との意見交換等を実施する。

(10) その他

審査の過程で内部統制の不備を把握した場合は、総務部人事課、行政経営推進課および関係する共通事務所管課に早期に不備の改善または是正を求める。

9 住民の請求による監査その他の必要な監査等

住民の請求による監査その他の必要な監査等については、その都度定める。

第4 補 則

- 1 この計画に定めるもののほか必要な事項（重要なものを除く。）は、代表監査委員が定める。
- 2 やむを得ない理由によってこの計画を変更する場合は、代表監査委員がこれを行うことができる。

※別記1、別記2は省略

3 監査等の執行状況

(1) 定例の監査等

① 財務監査（定期監査）

- ・財務をはじめとする各種の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。
- ・監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。
なお、監査結果の一部において是正または改善すべき事項として、指摘事項3件が認められ、その結果については、県議会議長、知事および関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。
併せて、監査結果に委員の意見（11件）を付して公表した。
- ・監査委員に報告のあった措置の状況についても、令和5年12月1日および令和6年3月26日にこれを公表した。
- ・その他、指導事項32件、留意事項174件について、監査対象機関に別途改善を求めた。

参 考

指摘事項とは：①法律、条例、規則等に違反し、不当性の度合いの高いもの
②著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの
③前回指摘した事項で改善の努力を怠っていると認められるものをいう。

指導事項とは：不当性の程度が比較的軽微で、嚴重注意を相当とするものをいう。

留意事項とは：上記に掲げる事項以外で特に注意すべきものをいう。

ア 令和4年度を対象とするもの

- ・令和5年5月25日から令和5年8月28日の間、本庁：92、地方機関：38、合計130機関について、令和4年度を対象に監査を実施した。
- ・監査の結果については、令和5年12月1日に県議会議長、知事および関係委員会に報告するとともに、これを公表した。

(令和5年12月1日公表分)

部 局 名	実施箇所数	部 局 名	実施箇所数
-------	-------	-------	-------

	本庁	地方		本庁	地方
知事公室	3		病院事業庁	4	
総合企画部	8	2	議会事務局	1	
総務部	9	5	教育委員会事務局	8	
文化スポーツ部	6		選挙管理委員会事務局	1	
琵琶湖環境部	10	10	人事委員会事務局	1	
健康医療福祉部	10	6	監査委員事務局	1	
商工観光労働部	6	1	労働委員会事務局	1	
農政水産部	6	6	警察本部	1	
土木交通部	11	8	収用委員会事務局	1	
会計管理局	1		内水面漁場管理委員会事務局	1	
企業庁	1		琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	1	

イ 令和5年度を対象とするもの

- 令和6年1月11日から令和6年2月15日の間、地方機関108機関について、令和5年度および令和4年度の監査で対象としていない事務について対象とした監査を実施した。
- 監査の結果については、令和6年3月26日に県議会議長、知事および関係委員会に報告するとともに、これを公表した。

(令和6年3月26日報告、公表分 108機関)

部局名	実施箇所数		部局名	実施箇所数	
	本庁	地方		本庁	地方
知事公室		1	商工観光労働部		5
総務部		1	農政水産部		5
文化スポーツ部		1	教育委員会		68
琵琶湖環境部		2	警察本部		12
健康医療福祉部		13			

② 行政監査

(ア) 対象事務を特定せず実施する行政監査

- 財務監査（定期監査）の実施に併せて実施した。

(イ) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査

- 「ソーシャルメディアの利用状況等について」をテーマとして実施した監査の結果について、令和5年4月21日に県議会議長、知事および関係委員会に報告するとともに、これを公表した。

③ 財政的援助団体等の監査

- 令和5年11月7日から令和5年12月8日の間、財政的援助団体等の19団体について、監査を実施した。

- ・財政的援助を与えているものならびに出資をしているもの、借入金の元金または利子の支払保証をしているものおよび公の施設の管理を行わせているものに対し、補助または出資等に係る事業の執行状況、資金の出納状況または団体の事業活動が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。
- ・監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。
 なお、監査結果およびその結果とともに、監査委員の意見（1件）を付して、令和6年3月26日に県議会議長、知事に報告するとともに、これを公表した。
- ・その他、指導事項4件、留意事項7件について、監査対象団体に別途改善を求めた。
- ・監査委員に報告のあった措置の状況についても、令和5年9月4日にこれを公表した。

④ 例月現金出納検査

- ・原則として毎月末に、代表監査委員が書面により実施した。
- ・会計管理者および公営企業管理者等より提出された検査資料について、毎月の計数、現金現在高および財政状況を諸帳票、証拠書類等から確認した。
- ・検査の結果、いずれも正確なものと認められた。

⑤ 決算審査

ア 一般会計および特別会計

- ・令和4年度の一般会計および特別会計にかかる決算審査を実施した。
- ・審査に付された決算および付属書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。
- ・審査の結果、重要な点において、決算その他関係書類は法令に適合し、かつ、正確であると認められた。
- ・決算審査の結果については、「令和4年度滋賀県歳入歳出決算審査意見書」として令和5年9月12日に知事に提出した。

イ 公営企業会計

- ・令和4年度の滋賀県モーターボート競走事業、滋賀県琵琶湖流域下水道事業、滋賀県病院事業、滋賀県工業用水道事業および滋賀県水道用水供給事業について決算審査を実施した。
- ・審査に付された決算その他関係書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

- ・ 審査の結果、重要な点において、決算その他関係書類は法令に適合し、かつ、正確であると認められた。
- ・ 決算審査の結果については、「令和4年度滋賀県公営企業決算審査意見書」として令和5年9月12日に知事に提出した。

⑥ 基金運用状況審査

- ・ 令和4年度の土地開発基金運用状況について、決算審査（一般会計および特別会計）と同時に基金運用状況審査を実施した。
- ・ 審査に付された令和4年度滋賀県土地開発基金運用状況調書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。
- ・ 審査の結果、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。
- ・ 審査の結果については、「令和4年度滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書」として令和5年9月12日に知事に提出した。

⑦ 健全化判断比率等の審査

- ・ 令和4年度の滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項について審査した。
- ・ 各比率は正確に算定されているか、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを主眼として実施した。
- ・ 審査の結果、重要な点において、健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。
- ・ 審査の結果については、「令和4年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率審査意見書」として令和5年9月12日に知事に提出した。

⑧ 内部統制評価報告書審査

- ・ 令和4年度の知事が作成した滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について審査した。
- ・ 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施した。
- ・ 審査の結果、重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。
- ・ 審査の結果については、「令和4年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書」として令和5年9月12日に知事に提出した。

(2) 随時の監査等

住民監査請求

- ・令和5年度に受け付けた1件の請求について処理した。処理結果は、係属中1件である。

(3) 監査委員関係の諸会議

- ① 全都道府県監査委員協議会連合会総会 令和5年11月10日（於：東京都）
- ② 近畿府県監査委員協議会 令和5年11月16日（於：奈良県）
構成：福井、滋賀、京都、大阪(幹事府県)、兵庫、奈良、和歌山の7府県

(4) 年間監査等日数

延べ63日

内訳：監査・審査 47日
協議等 17日

※書面監査による日数は含まない。

※同日に複数の監査・審査と協議等がある場合、それぞれの用務で日数を計上するため、内訳の日数と延べ日数は一致しない。

(5) 知事・副知事との意見交換

ア 令和4年度滋賀県歳入歳出決算等に係る意見書の提出

令和5年9月12日に、令和4年度滋賀県歳入歳出決算等に係る意見書を三日月知事に提出し、併せて知事、江島副知事、大杉副知事と監査委員による意見交換を実施した。

(意見交換を行った項目)

- ・森林政策について
- ・中小企業・小規模事業者の経営について
- ・不登校児童生徒との教育相談体制の充実について
- ・びわ湖大花火大会2023の開催について
- ・企業誘致に必要な事業用地不足について
- ・指定管理者が行う物品管理の方法と在り方について

イ 令和4年度対象の財務監査（定期監査）に係る「監査の結果に関する報告」の提出

令和5年12月1日に、令和4年度対象の財務監査（定期監査）に係る「監査の結果に関する報告」を三日月知事に提出し、併せて知事、江島副知事と監査委員による意見交換を実施した。

(意見交換を行った項目)

- ・定期監査を振り返っての総括について
- ①CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金事業について

- ②環境こだわり農業の推進について
- ③ミシガン州立大学連合日本センター設置の長期的効果について
- ④国スポ・障スポ大会の開催による県の活性化について
- ⑤一般会計からの繰入金について

4 令和5年度の監査等に関する報告等（抄）

（1）財務監査（定期監査）の結果に関する報告

指摘・指導・留意事項の内容別内訳（令和4年度対象）

（令和5年5月25日～令和5年8月28日監査実施分）

	a予算関係			b収入関係			c支出関係			d契約関係			e工事関係			f財産関係			計		
	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意
知事公室												1							0	0	1
総合企画部						2			1	1								2	0	1	6
総務部					3	10		1	3			2					1		0	5	15
文化スポーツ部						2					2	2		1		1			1	3	4
琵琶湖環境部						2								1	1		1	2	0	2	5
健康医療福祉部			2		2	12	1		1									5	1	2	20
商工観光労働部						1											1		0	1	1
農政水産部						4									1			1	0	0	6
土木交通部						14					4	7					2	4	0	6	25
会計管理局																			0	0	0
企業庁															1				0	0	1
病院事業庁						5			3										0	0	8
議会事務局																			0	0	0
教育委員会事務局						3					1	1					1	2	0	2	6
選挙管理委員会事務局																			0	0	0
人事委員会事務局事務局																			0	0	0
監査委員事務局																			0	0	0
労働委員会事務局																			0	0	0
警察本部						1			1			1							0	0	3
収用委員会事務局																			0	0	0
内水面漁場管理委員会事務局																			0	0	0
琵琶湖湖区漁業調整委員会事務局																			0	0	0
小計	0	0	2	0	5	56	1	1	9	0	8	15	0	2	3	1	6	16	2	22	101
内容別計	2			61			11			23			5			23			125		

監査の結果に関する報告 令和5年12月1日

1 監査実施対象機関名および監査実施年月日

(令和5年5月25日～令和5年8月28日の間)

監査実施対象機関名	監査実施対象機関名
<p>知事公室 秘書課 広報課 防災危機管理局</p> <p>総合企画部 企画調整課 東京本部 国際課 県民活動生活課 消費生活センター 公文書館 CO₂ネットゼロ推進課 人権施策推進課 DX推進課 統計課</p> <p>総務部 総務課 私学・県立大学振興課 人事課 行政経営推進課 総務事務・厚生課 財政課 税政課 西部県税事務所 南部県税事務所 中部県税事務所 東北部県税事務所 自動車税事務所 市町振興課 びわこボートレース局</p> <p>文化スポーツ部 文化芸術振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 琵琶湖文化館 スポーツ課 国スポ・障スポ大会局</p> <p>琵琶湖環境部 環境政策課 南部環境事務所 甲賀環境事務所 東近江環境事務所</p>	<p>農政水産部 農政課 大津・南部農業農村振興事務所 甲賀農業農村振興事務所 東近江農業農村振興事務所 湖東農業農村振興事務所 湖北農業農村振興事務所 高島農業農村振興事務所 みらいの農業振興課 畜産課 水産課 耕地課 農村振興課</p> <p>土木交通部 監理課 大津土木事務所 南部土木事務所 甲賀土木事務所 東近江土木事務所 湖東土木事務所 長浜土木事務所 高島土木事務所 技術管理課 交通戦略課 道路整備課 道路保全課 交通事故相談所 砂防課 都市計画課 住宅課 建築課 流域政策局 北川水源地域振興事務所</p> <p>会計管理局</p> <p>企業庁</p> <p>病院事業庁 経営管理課 総合病院 小児保健医療センター 精神医療センター</p> <p>議会事務局</p>

湖東環境事務所 湖北環境事務所 高島環境事務所 琵琶湖保全再生課 循環社会推進課 下水道課 南部流域下水道事務所 北部流域下水道事務所 森林政策課 西部・南部森林整備事務所 甲賀森林整備事務所 中部森林整備事務所 湖北森林整備事務所 びわ湖材流通推進課 森林保全課 自然環境保全課 健康医療福祉部 健康福祉政策課 南部健康福祉事務所 甲賀健康福祉事務所 東近江健康福祉事務所 湖東健康福祉事務所 湖北健康福祉事務所 高島健康福祉事務所 医療政策課 健康危機管理課 健康寿命推進課 医療福祉推進課 障害福祉課 薬務課 生活衛生課 医療保険課 子ども・青少年局 商工観光労働部 商工政策課 中小企業支援課 モノづくり振興課 労働雇用政策課 女性活躍推進課 観光振興局 ここ滋賀	教育委員会事務局 教育総務課 教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課 人権教育課 生涯学習課 保健体育課 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部 収用委員会事務局 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局
--	---

2 監査結果

重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 文化スポーツ部スポーツ課

令和4年度に県が取得し、指定管理者に使用させている県有物品について、物品管理台帳への登録手続が行われていない事例や、基本協定書等に定めがない事例が多数認められ

た。

については、指定管理施設における県有物品について、管理状況の全体像を早急に把握し、必要な登録手続等を行うとともに、今後は指定管理者との連携をより密にし、適切な物品管理を徹底されたい。

(2) 健康医療福祉部子ども・青少年局

児童扶養手当に係る振込資金について、金融機関から返還の必要が生じたため、資金前渡職員口座で受け入れた後、速やかに行うべき戻入手続を怠ったことにより、会計年度を超えて長期にわたり口座に保管されている事例が認められた。

さらに当該資金を目的外の会場使用料として流用し、支出されている事例が認められたため、今後は公金の管理・執行に厳正を期されたい。

【内容別件数整理表】

大項目	中項目	小項目	指摘	指導	留意	計
a 予算関係	2 予算執行に係るもの	ウ 収入・支出の所属年度区分を誤っているもの			1	1
		エ 収入・支出の科目を誤っているもの			1	1
2 予算執行に係るもの 集計			0	0	2	2
a 予算関係 集計			0	0	2	2
b 収入関係	1 調定・収入に係るもの	ア 調定もれまたは調定誤りがあるもの		1	7	8
		イ 調定・収入時期が遅延しているもの			2	2
		オ 証紙による収入事務が適正でないもの			2	2
	1 調定・収入に係るもの 集計		0	1	11	12
2 債権管理に係るもの	ア 収納の促進と財源確保を求めたもの		2	45	47	
	カ その他債権管理に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの		2		2	
2 債権管理に係るもの 集計		0	4	45	49	
b 収入関係 集計			0	5	56	61
c 支出関係	1 支出事務に係るもの	ク 支払の時期が遅延しているもの			1	1
		ケ 支出額を誤っているもの			1	1
		セ その他支出に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの	1			1
	1 支出事務に係るもの 集計		1	0	2	3
	2 給与・旅費等に係るもの	ア 諸手当の認定事務を誤っているもの			1	1
		イ 認定誤り等により支給を誤っているもの		1	5	6
2 給与・旅費等に係るもの 集計		0	1	6	7	
4 補助金等に係るもの	カ 精算・確認等が適正に処理されていないもの			1	1	
	4 補助金等に係るもの 集計	0	0	1	1	
c 支出関係 集計			1	1	9	11
d 契約関係	1 入札・契約事務に係るもの	ウ 仕様書の積算誤りがあるもの		2		2
		エ 仕様・図面の不備なもの		1	1	2
		オ 予定価格が適正に作成されていないもの			2	2
		キ 入札に係る事務処理が適正でないもの		1	1	2
		ク 契約内容が適切でないもの		1	2	3
		ケ 契約締結時期が適正でないもの		1	4	5
		コ 契約変更が適期適切に処理されていないもの		1		1
		セ その他契約に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの		1	4	5
	1 入札・契約事務に係るもの 集計		0	8	14	22
2 検査・検収に係るもの	ア 検査・検収が適正になされていないもの			1	1	
	2 検査・検収に係るもの 集計	0	0	1	1	
d 契約関係 集計			0	8	15	23
e 工事関係	1 計画・実施に係るもの	ウ 設計変更の理由、時期、手続が適切でないもの		2	3	5
		1 計画・実施に係るもの 集計	0	2	3	5
e 工事関係 集計			0	2	3	5
f 財産関係	2 物品の購入・管理・処分に係るもの	エ 物品の適正な管理を求めたもの	1	4	4	9
		カ 管理換、貸付等の処理が適正でないもの			5	5
		キ 不用決定、処分の手続が適正でないもの		1	7	8
	ク 職員の過失による物品の亡失、損傷等が見受けられるもの		1		1	
2 物品の購入・管理・処分に係るもの 集計		1	6	16	23	
f 財産関係 集計			1	6	16	23
総計			2	22	101	125

3 意見

令和5年5月25日から令和5年8月28日までに実施した130機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) ミシガン州立大学連合日本センター設置の長期的効果について（総合企画部国際課）

ミシガン州立大学連合日本センター（以下「センター」という。）は、「日米両国、特に滋賀県とミシガン州のさらなる友好関係に寄与する」「双方の人々が共に学習・研究する場

を通じて、語学、文化、習慣などについて相互の理解と認識を深める」「広く地域に開かれた国際教育交流の拠点とする」ことを目的に、留学生向け日本語プログラム、地域の方向けに英語プログラム、留学生と地域の方々との交流に取り組んでいる。

センターは、県から委託を受けた公益財団法人滋賀県国際協会が運営しており、県は毎年年間4千万円前後の費用負担をしている。併せて、施設の老朽化に伴い、今後、更なる県の負担増加が危惧される場所である。

こうした中、今年度、本県とミシガン州との友好姉妹都市提携55周年を迎え、9月には、ミシガン州知事等関係者が、本県知事を訪問された。

今後においても、本県とミシガン州の国際友好・親善を深めていく上で、センターは重要な役割を果たすものと考えられるが、そのためには、センターの設置目的に沿って、どのような成果がありその役割を果たしてきたのか、また、いかにして県民の福祉の向上に貢献してきたのか、さらに、センターに投資した財源に見合うだけの成果を上げているのかなど、これまでの投資に係る総括・検証を行い、その結果を県民に明らかにする必要があるが、これまで総括・検証は行われていない。

については、55周年を契機に、こうした総括・検証を早急に実施するとともに、これまでの成果・反省点等を踏まえて、今後、県として施設老朽化対応等の財政的負担も含めてセンター運営をどのように行っていくのか、単年度ベースのみならず、中長期的な視点も踏まえて、不断の検証・見直しを行われたい。

(2) CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金事業について（総合企画部CO₂ネットゼロ推進課、土木交通部建築課）

県では、2050年のCO₂ネットゼロ社会の実現を目指し、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する事業の円滑な推進を図るため、原資積立額15億円のCO₂ネットゼロ社会づくり推進基金（以下「基金」という。）を設置し、令和4年度から令和7年度の4年間を想定期間として、「各部門の省エネの取組を推進するための県独自施策」「将来のCO₂ネットゼロ社会を見据えた施策」「CO₂ネットゼロに向けた県庁率先行動」等の事業に取り組んでいるが、令和4年度における基金の活用実績は、7部局21事業の約1億円にとどまっている。

活用実績が伸び悩んだ要因として、「令和4年度より基金を活用して新規を開始を予定していた複数の事業について、国の交付金に振り替えることが可能となり、その結果、基金の充当額が減少したこと」などが考えられるが、急速に進行する地球温暖化により豪雨や猛暑へのリスクが高まるなど、その状況がますます厳しさを増している中、こうした気象変動への対応について、スピード感を持って、様々な施策をより積極的に推進すべきで

ある。

については、これまでの活用実績等に係る検証を行い、例えば、更なる活用促進を図るため、補助率の見直しや事業者や家庭等のニーズを十分に把握し、実態に沿った使い勝手のよい魅力ある事業を検討されるなど、創意工夫を凝らした事業展開を図られたい。

また、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けて、まずは県が率先して、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるための取組を推進することが求められている。加えて、昨今の電気代の高騰に鑑み、県有施設における電気使用料の増加が懸念されることから、自家発電・自家消費による経費削減の観点からも、県有施設における太陽光発電パネルや照明のLED化に係る現状や設置の可能性などを早急に把握し、更なる設置・導入促進に努められたい。

併せて、施設の営繕工事におけるCO₂排出量削減に資する仕様の付加等にもより一層努められたい。

さらに、基金事業の枠組みの一つである「将来のCO₂ネットゼロ社会を見据えた施策」において、「新たな産業の創出や、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくり」などの事業に取り組むとされていることから、既存事業の枠に捉われず、太陽熱や小水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大など、事業者・家庭・市町をさらに巻き込んで、CO₂ネットゼロ社会づくりの実現に向けて取り組まれたい。

(3) 国スポ・障スポ大会の開催による県の活性化について（文化スポーツ部スポーツ課、国スポ・障スポ大会局）

県は、令和7年の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催を目指して準備を行ってきたが、大会開催まで2年を切ったにもかかわらず、大会の認知度は、令和4年度目標値55%に対して、実績値は46.2%と目標に達していない。残された期間で、県民総参加の大会とするため、より多くの方々に大会の開催を知っていただくことが重要である。そのためには、同時期に開催予定の大阪・関西万博との連携など、スポーツ分野のみならず、観光を含めた幅広い分野を俯瞰した上で、効果的・効率的に広報啓発活動等を実施する必要がある。

また、大会の開催・運営を成功裏に終わらせることはもとより、多額の経費を要した施設を、いかに県有財産として有効に活用し、大会のレガシーを引き継ぎ、次世代に継承していくのかという視点も非常に重要である。

県では、この「スポーツの祭典」を通じて、滋賀の新たな時代の創造につながるレガシーを創出し、次世代に継承していくため、「2025 滋賀レガシー」として、「大会終了後の7つの滋賀の姿」を示し、実現することとしている。

については、大会を成功に導くための県の意気込みや「2025 滋賀レガシー」実現のための具体的な施策や取組等を県民に分かりやすく示されるとともに、シンボルスポーツの創出や未来の滋賀のスポーツを担う人材育成など、スポーツ熱の更なる高揚やスポーツを通じた本県の活性化に取り組まれない。

併せて、大会終了後には、事業効果の検証・総括を行うとともに、各施設の維持管理費用など、多額の経費負担が想定されることから、中長期的な視点で歳入・歳出のバランスを図り、計画的な施設運営に努められるとともに、広く県民に利用され住民の福祉の増進に資する施設の在り方を検討し、その活用に取り組まれない。

(4) 環境こだわり農業の推進について（農政水産部みらいの農業振興課、各農業農村振興事務所）

本県の環境保全型農業直接支払交付金の耕地面積に占める取組面積率は日本一であり、平成 30 年度の制度見直しによる複数取組の廃止や国際水準 G A P の要件化等に伴い、減少傾向にあるものの、微減にとどまっている。

しかし、農業農村振興事務所の定期監査において、環境こだわり農業による水稲や大豆の作付面積が減少傾向にある実態がうかがえた。米の需要減少等により主食用米の作付けが減少傾向という背景もあるが、環境こだわり農業、とりわけオーガニック農業は、栽培に手間がかかり、生産コストも高くなる一方で、それに見合った販売価格となっていないことも、担い手の高齢化により、後継者となる若い世代の農業者や大手農業法人などが、環境こだわり農業に取り組むことを躊躇される要因の一つではないかと考えられる。

こうした状況を改善するためには、農業者の方々の手間や苦勞が正当に評価され、環境こだわり農産物等が、市場において高値で取引されることにより、農業所得の増加につながる仕組みを構築することが、今後も高齢化の進行が予測され、後継者の育成が喫緊の課題である本県農業の現状に鑑み、非常に重要な視点である。

また、そうした仕組みの構築に当たって、生産者である農業者の視点のみならず、高値であっても、食の安全・安心や琵琶湖をはじめとする環境保全など全ての観点から、消費者自身が環境こだわり農産物等に魅力・幸福感を感じ、購入に至る動機付けが必要である。

については、環境こだわり農産物等のブランド力・認知度の向上による更なる販路開拓や流通拡大などにより、安定した農業経営を成立させるために、環境こだわり農産物等を購入する消費者にインセンティブを付与する等、関係部局が連携し、より実効性のある取組を検討・実践され、環境保全型農業先進県として、県内外に本県の環境こだわり農産物等の魅力を発信されたい。

(5) 一般会計からの繰入金について（病院事業庁経営管理課）

公立病院は地方公営企業として独立採算の原則により運営されているが、その一方で、本来、県が担うべき不採算医療や高度・先進医療等については、一般会計において負担するものとされている。

令和4年度決算においては、病院事業への一般会計からの繰入金は、高度医療機器の運営経費と小児病院運営経費の追加などにより前年度に比べて約7億6千8百万円の大幅な増額であった。総合病院では、高度医療を提供するため、いち早く高額医療機器の整備に取り組んでいる。

公立病院は、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下で不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことが求められている。このため、国の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」では、病院事業庁が策定する経営強化プランにおいて、公立病院が果たすべき役割・機能に対応する形で、一般会計が負担すべき経費の範囲についての考え方およびその算定基準（繰出基準）を記載することとされている。

現在、病院事業庁では令和4年3月に策定された第五次滋賀県立病院中期計画を前述の国の「ガイドライン」に基づく経営強化プランとするため、必要な改定を進められている。

については、病院事業への一般会計からの繰入金について、ガイドラインで求められている経費の範囲の考え方とその算定基準（繰出基準）など一般会計で負担する必要性を県民に分かりやすく説明し、県民の理解が得られる経営強化プランを策定し、持続可能な県立病院経営となるよう中期計画の改定作業を進められたい。

併せて、今後の施設・設備の整備に当たっては、費用対効果の観点から、適切な設備投資に努められたい。

指摘・指導・留意事項の内容別内訳（令和5年度対象）

（令和6年1月11日～令和6年2月15日監査実施分）

	a 予算関係			b 収入関係			c 支出関係			d 契約関係			f 財産関係			計		
	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意
知事公室																0	0	0
総務部																0	0	0
文化スポーツ部						1			1							0	0	2
琵琶湖環境部									1					1		0	0	2
健康医療福祉部						5			8			1		2		0	0	16
商工観光労働部											1					0	1	0
農政水産部						1			1			1				0	0	3
教育委員会					1	6	1	3	33		4	5		1	4	1	9	48
警察本部			2													0	0	2
小計	0	0	2	0	1	13	1	3	44	0	5	7	0	1	7	1	10	73
内容別計	2			14			48			12			8			84		

監査の結果に関する報告 令和6年3月26日

1 監査実施対象機関名および監査実施年月日

(令和6年1月11日～令和6年2月15日の間)

監査実施対象機関名	監査実施対象機関名
消防学校	水産試験場
政策研修センター	総合教育センター
美術館	びわ湖フローティングスクール
琵琶湖環境科学研究センター	図書館
琵琶湖博物館	河瀬中学校
精神保健福祉センター	守山中学校
食肉衛生検査所	水口東中学校
動物保護管理センター	膳所高等学校
中央子ども家庭相談センター	大津清陵高等学校
彦根子ども家庭相談センター	大津清陵高等学校馬場分校
大津・高島子ども家庭相談センター	堅田高等学校
平和祈念館	東大津高等学校
総合保健専門学校	北大津高等学校
看護専門学校	大津高等学校
衛生科学センター	石山高等学校
リハビリテーションセンター	瀬田工業高等学校
近江学園	大津商業高等学校
淡海学園	彦根東高等学校
計量検定所	河瀬高等学校
工業技術総合センター	彦根工業高等学校
東北部工業技術センター	彦根翔西館高等学校
高等技術専門校	長浜北高等学校
男女共同参画センター	虎姫高等学校
病虫害防除所	伊香高等学校
家畜保健衛生所	長浜農業高等学校
農業技術振興センター	長浜北星高等学校

畜産技術振興センター	八幡高等学校
八幡工業高等学校	聾話学校
八幡商業高等学校	北大津養護学校
草津東高等学校	北大津高等養護学校
草津高等学校	鳥居本養護学校
玉川高等学校	長浜養護学校
湖南農業高等学校	長浜北星高等養護学校
守山高等学校	草津養護学校
守山北高等学校	守山養護学校
栗東高等学校	甲南高等養護学校
国際情報高等学校	野洲養護学校
水口高等学校	三雲養護学校
水口東高等学校	新旭養護学校
甲南高等学校	八日市養護学校
信楽高等学校	愛知高等養護学校
野洲高等学校	甲良養護学校
石部高等学校	大津警察署
甲西高等学校	草津警察署
高島高等学校	守山警察署
安曇川高等学校	甲賀警察署
八日市高等学校	近江八幡警察署
能登川高等学校	東近江警察署
八日市南高等学校	彦根警察署
伊吹高等学校	米原警察署
米原高等学校	長浜警察署
日野高等学校	木之本警察署
愛知高等学校	高島警察署
盲学校	大津北警察署

2 監査結果

重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 野洲養護学校

特別支援教育就学奨励費について、就学奨励費システムでの処理を誤り、不正確な所得情報に基づき支給額の決定を行ったことにより就学奨励費の支給額の一部に誤りが生じたことで、本来支払われるべき費用が正しく支給されず、保護者等に不利益を生じさせている事例が認められたので、今後は支給事務やシステムの操作方法の確認を徹底するなど、適正な事務の執行を徹底されたい。

【内容別件数整理表】

大項目	中項目	小項目	指摘	指導	留意	計
a予算 関係	2予算執行に係るもの	ウ収入・支出の所属年度区分を誤っているもの			2	2
		小計	0	0	2	2
b収入 関係	1調定・収入に係るもの	ア調定もれまたは調定誤りがあるもの		1	1	2
		イ調定・収入時期が遅延しているもの			1	1
	2債権管理に係るもの	ア収納の促進と財源確保を求めたもの			11	11
小計			0	1	13	14
c支出 関係	1支出事務に係るもの	ア支出負担行為の整理が適正に処理されていないもの			1	1
		ク支払の時期が遅延しているもの			2	2
		ケ支出額を誤っているもの	1		4	5
		コ支出方法等が適当でないもの		1		1
		セその他支出に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの			1	1
	2給与・旅費等に係るもの	イ認定誤り等により支給を誤っているもの		2	36	38
小計			1	3	44	48
d契約 関係	1入札・契約事務に係るもの	イ分割発注等発注方法が適当でないもの		1		1
		オ予定価格が適正に作成されていないもの		1	3	4
		キ入札に係る事務処理が適正でないもの		3		3
		ク見積書が適正に徴取されていないもの			1	1
	2検査・検収に係るもの	ア検査・検収が適正になされていないもの			3	3
小計			0	5	7	12
f財産 関係	2物品の購入・管理・処分	工物品の適正な管理を求めたもの		1	6	7
		カ管理換、貸付等の処理が適正でないもの			1	1
小計			0	1	7	8
計			1	10	73	84

3 意見

令和6年1月11日から令和6年2月15日までに実施した108機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 定員充足の取組について（看護専門学校）

看護専門学校（以下「学校」という。）は、昭和49年の開校以来、令和5年3月末時点で合計2,280名の卒業生を輩出しており、卒業生は、湖北圏域を中心として、県内外の医療施設等で活躍している。

特に、令和4年度の卒業生63名のうち、約65%の41名が地元長浜市内の病院に就職しており、湖北圏域唯一の看護専門学校として、湖北圏域における地域医療を支える存在として、大きな役割を果たしている。

一方、学校において、令和5年度は、定員80名に対して、入学者は58名となるなど、ここ数年、定員を充足していない状況が続いている。

こうした状況について、学校は「湖北圏域の高校生の減少や社会人入学希望者の減少などの要因により、受験者数は減少傾向にあり、学生確保は困難な状況にある」と分析されているが、学校が湖北圏域の地域医療に果たす役割等に鑑み、喫緊の課題と捉え、早急な対応が求められる。

現在、学校では、看護師国家試験における合格率100%を目指しており、一定の学力レベルを保つため、募集定員の約50%を占める推薦入試において、出願資格に「評定平均値が3.5以上ある者」などの要件を付されている。

しかし、将来、看護師になりたいという志のある学生に広く門戸を広げ、入学後、国家試験に合格できる力を身に付けていただき、本県、とりわけ湖北圏域の地域医療を支える実践的な人材を一人でも多く輩出するという使命感の下、こうした要件を見直すなど、学校運営に当たっていただくことも重要な視点と考えられる。

については、一般入試や推薦入試等の実施方法および受験資格の見直しや、毎年辞退者が一定数発生することなどについて、まずは要因分析を行うとともに、具体的な対応策を早急に検討されたい。

併せて、学校の魅力や強みをより多くの学生等に知っていただき、入学試験応募者の増加につなげるため、より効率的・効果的な情報発信に努められたい。

(2) 職員の適正配置と効率的な指導体制の構築について（健康医療福祉部子ども・青少年局、淡海学園）

淡海学園（以下「学園」という。）は家庭寮形式の寮舎で、職員が児童と日常生活を

ともにしながら、生活指導などを通じて自立を支援している児童福祉施設である。

従来の学園においては、児童福祉法第 44 条に基づき、「不良行為を行った児童」が入所対象とされていたが、平成 9 年の一部改正により、この要件に加えて、「家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童」が児童自立支援施設の入所対象となった。さらに、平成 12 年には児童虐待防止法が施行されたことから、措置されてくる児童の多くが被虐待児となっており、必要となる支援が複雑多様化している。

効果的な支援を行うためには個別的で、きめ細かく児童に関わる必要があり、専門的なケアを提供していくための機能強化が課題となっている。

学園の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 82 条に基づく児童自立支援員（以下「自立支援員」という。）の資格が必要であり、これまで本県では、この資格要件を受験資格とする採用試験が実施され、専門職員としての継続的な人材育成が行われてきた。

平成 30 年度からは、喫緊の課題であった子ども家庭相談センターの児童福祉司の人材確保を主たる目的として「社会福祉」の試験区分（以下「福祉職」という。）が新たに設けられ、必要な受験資格を求めたうえで、子ども家庭相談センターのほか、健康福祉行政や児童福祉施設等における生活支援・自立支援等の福祉関係業務を幅広く職務内容とする採用試験が導入された。

このため福祉職の採用者の中には、「自立支援員」として勤務するために必要となる資格を持つ者も含まれていることから、学園には一定数の人員が配置されることとなり、「自立支援員」のみを対象とする従来の資格試験は、現在は欠員補充のために年度の後半に行われている状況である。

現在、学園に福祉職として採用されている 20 歳代の職員は 6 名であるが、学園での「自立支援員」としての経験年数はうち 5 名（新規採用 3 名含む。）が 1 年目、1 名が 2 年目となっている。また、学園の指導係全体で見ても、7 割を超える職員が 20 歳代、30 歳代の若手職員となっている。

学園では、様々な特性がある入所児童に対する臨機応変な指導力が求められており、若手職員はじめ係員の指導能力の向上は喫緊の課題であると考ええる。

学園では、家庭寮形式の寮舎で生活を送ることは、「毎日の生活をいかに楽しく送るか、また周囲の人とよい雰囲気で暮らすにはどんなことを心がけなければならないのか」といったことを学び、そのことは、将来健全な家庭生活と心地よい人間関係をつくりだすための基盤となる」としており、家庭的な雰囲気継続した支援を行うことが、学園の一つの理想の形であるとも考えられるのではないかと。

については、こうした学園の理想の形を実現するため、学園での仕事の魅力などをしっ

かり発信するとともに、他府県と同様、年度の早い時期に「自立支援員」の採用試験を定期的に行うことにより、安定した人材の確保に努められたい。

また、学園で豊富な経験を積んだ職員の適正配置に配慮し、若手職員等の指導能力の向上を図るなど、学園における、より効率的な指導体制を構築されたい。

(3) **入校率の向上と実践的な人材の輩出について（商工観光労働部労働雇用政策課、高等技術専門校）**

高等技術専門校（以下「専門校」という。）については、令和2年度に実施した定期監査において、「入校者の更なる確保」を求める監査意見を付し、改善を求めているが、令和5年度の普通課程では定員30人に対して入校者数22人（入校率73.3%）、短期課程では定員215人に対して入校者数106人（入校率49.3%）に留まっている。

施設設備や指導職員等の経営資源は、定員に応じた規模で整備・配置されていることから、こうした状況は、経営資源の効率的・効果的な活用の観点から、重大な課題と考えられ、専門校においては、このことを喫緊の課題と捉え、危機感を持って抜本的な対策に取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえて、県においては、近年における専門校の入校率の低迷や訓練機器の老朽化等、専門校が抱える諸課題について、令和4年度に滋賀県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会における議論を経て、令和5年10月に答申を受けたところである。

現在、県においては、審議会からの答申をもとに、「求人・求職者双方のニーズに合った訓練科の再編」「訓練内容のデジタル化への検討」「専門校から求職者等への情報発信の強化」など、入校率の向上につながる取組に係る検討を行っている。

については、県におかれては、審議会の答申を厳正に受け止め、専門校と県庁担当課の更なる連携強化により、より実効的な取組を実施され、入校率の確実な向上につなげられたい。

また、審議会の答申で同校に求められている「しがの産業の将来を支える人材の育成」「しがの産業の今を牽引する人材の育成」「誰もが働き、活躍できる社会の実現に向けた多様な人材の活躍促進」などに着実に取り組まれ、実践的な人材の輩出に努められたい。

(4) **中高一貫教育における成果検証と今後のあり方に係る検討について（教育委員会事務局高校教育課、河瀬中学校・河瀬高等学校、守山中学校・守山高等学校、水口東中学校・水口東高等学校）**

本県においては、中等教育（中学校、高等学校等）の一層の多様性、複線化を推進す

るため、平成15年度から併設型中高一貫教育（以下「中高一貫教育」という。）校を設置し、多様な生徒が切磋琢磨しながら互いの知性と感性を磨き合うことなどにより、6年間の特色ある教育課程のもとで、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を展開している。

一方、平成9年6月の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」に係る中央教育審議会第二次答申（以下「答申」という。）のうち、「中高一貫教育の意義と選択的導入」の項目において、「留意すべき点とそれらへの対処に関する考え方」として、「生徒集団が中長期同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じることのないよう、『ゆとり』の中で、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて豊かな学習を行えるようにすることが必要。また、途中で転学を希望する生徒に対して十分に配慮していくことが必要」とされている。

今回の定期監査において、「高校進学時に他校に進学する生徒」や「人間関係が要因で不登校となる生徒・行きづらさを感じていると思われる生徒」が一定数存在している状況がうかがわれるなど、答申において懸念された状況が顕在化しつつあるなか、例えば、中学校からの内進生と高等学校から入学した生徒による混合のクラス編成等についての議論も必要ではないか。

併せて、少子化の進展による中学校卒業生数の減少など、中高一貫教育が開始された平成15年以降における社会情勢の変化や、全県的視野から各県立高等学校の魅力化の方向性を示した「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」が令和5年3月に策定され、今後各県立高等学校において魅力化の取組を推進されることなどの状況を踏まえて、中高一貫教育の実施から約20年を経過したことを契機に、県教育委員会においては、例えば、生徒や保護者、地域の中学校等の関係者を対象にアンケート調査を実施するなど、各校の現状等を丁寧に聴取し、中高一貫教育に係る当初の実施目的が達成されているかなど、その成果や課題等について、専門家も交えて総括を行い、今後のあり方について検討されたい。

(5) **県立学校の部活動費に係る適正な会計処理の徹底について（教育委員会事務局教育総務課、能登川高等学校）**

令和3年度に実施された包括外部監査において、監査対象の各学校で学校徴収金の取扱いについて、「学校徴収金取扱要領（以下「要領」という。）」および「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づかない事務処理等、学校徴収金に関して改善を要する事項等が多数報告された。

このうち、部活動費についても、「通帳が作成されていない」「決算書の審査・承認がなされていない」など、要領およびガイドラインで求められている事務処理等がなさ

れていない事例が多数認められたところである。

こうした状況を踏まえて、県教育委員会においては、再度「学校徴収金会計担当者を対象とした研修の実施」や「会計担当者が作成した決算書を教頭および事務長が審査し、校長が承認するという手続きを経る」等を周知徹底するとともに、県立学校における部活動費の適切な会計処理などを徹底するため、令和5年4月に要領およびガイドラインを改正された。

こうした中、令和5年度に能登川高等学校において、令和3年度および令和4年度のボクシング部会計について、収入と支出に差が生じており、その一部の金銭の所在が不明となっている事案が判明した。

県教育委員会によると、「ボクシング部会計の執行管理を部顧問一人が行っていた」「収入支出に係る校長の決裁や会計報告など、学校徴収金の事務処理ルールが守られておらず、チェック機能が働いていなかった」ことなどが発生要因とされている。

改正後のガイドラインにおいては、学校徴収金のうち学校預かり金として部活動費が明記されたところであり、今後、各学校において、ガイドラインに基づくより適正な対応が求められる。

については、県教育委員会においては、今回の事案を厳粛に受け止め、部活動費に係る会計処理について、要領およびガイドラインに沿った取扱いを徹底されたい。

(6) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業について（教育委員会事務局特別支援教育課）

当事業は、通学途上で医療的ケアが必要な児童生徒の通学について、看護師が同乗する車両で学校と自宅等の間を送迎し、医療的ケア児の通学送迎に係る保護者の負担の軽減を図るものである。

令和4年度の実績は、対象の児童生徒が居住する16市町と合計77名について委託契約が締結され、延べ330回の利用があったところであり、事業の趣旨からも一定の保護者の負担軽減に結びつけられたと評価されている。

一方、令和4年度当初予算は19,616千円であったが、支出済額は約7,776千円となっており、当初予算に対する執行率は約39.6%に留まっている。

また、利用回数については、上記委託契約の対象となった児童生徒77人のうち年間の上限である10回を利用した者は22人となっているが、29人は全く利用が無い結果となっている。

利用状況に差がみられるが、これは地域や市町によっては、看護師や送迎事業所が希望どおり即時に確保できないこと、また日程調整に手間がかかることなどが要因とされ

ている。

このため、県教育委員会においては、保護者アンケートの実施などにより、制度利用の支障となる点や改善すべき点などを把握するとともに、令和5年度において利用回数を年間10回から12回に拡充するなど、既に制度の改善も行われているところであるが、保護者アンケートで把握した問題点を踏まえて、実績につなげることが求められる。

については、各市町やその福祉部局、関係事業者との連携を密にし、課題等を解消のうえ、着実に事業を実施し、本来の効果が十分に発揮され、一層の保護者支援につながるよう、取り組まれない。

(2) 令和4年度行政重点監査の結果に関する報告（概要版）

行政重点監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、財務以外の事務の執行について行う監査で、年度ごとに特定のテーマを定め実施している。

1 監査テーマ

ソーシャルメディアの利用状況等について

2 監査の目的

本県におけるソーシャルメディアの利用状況やリスク管理等について検証を行い、今後の適正かつ効果的な運用に資することを目的として実施した。

3 監査対象機関

知事部局（本庁）、各行政委員会、警察本部、企業庁および病院事業庁（268機関）に対し、令和4年10月1日を基準日として実施した事前調査の結果を踏まえ、ソーシャルメディアを利用する全78機関、全211アカウントに係る事務を対象とした。

4 監査の実施内容

監査対象機関から提出された行政重点監査調書および関係書類等に基づき、事務局職員が予備調査を実施し、予備調査の結果をもとに書面による委員監査を実施した。

委員監査の実施機関 令和5年3月15日から令和5年3月31日まで

5 監査の着眼点

- (1) ソーシャルメディア利用に関する基準等が定められ、遵守されているか。
- (2) 不正確あるいは不適切な情報発信やトラブルの発生を防止するための取組が適切に行われているか。
- (3) 効果的な情報発信につながる取組が適切に行われているか。

6 監査の結果および意見

(1) 監査結果

重要な点において適正を欠く事実は認められなかったものの、一部において今後の事務の改善に向け検討を要すると考えられる事項も見受けられた。

(2) ソーシャルメディアの利用概要

① 利用するソーシャルメディアの種類

YouTubeが53アカウント、Facebookが50アカウント、Instagramが46アカウント、Twitterが41アカウント、LINEが15アカウント、その他が6アカウントであった。

② アカウントの運用主体

全体の66.8%にあたる141アカウントは県が運用、全体の12.3%にあたる26アカ

アカウントは業務委託により運用、全体の 20.9%にあたる 44 アカウントは県施設において指定管理者が運用するものであった。

③ フォロワー数の状況

全体の 3.8%にあたる 8 アカウントで、フォロワー数が 10,000 人以上であったが、26.5%にあたる 56 アカウントで 100 人未満であった。

(3) 監査の着眼点ごとの結果および意見

① 利用届

ソーシャルメディアの利用にあたり利用届を提出していないアカウントについては、速やかに利用届を提出されたい。

② 基本協定に基づく遵守事項

県と指定管理者との基本協定に基づく遵守事項を定めていない指定管理者施設については、当該施設の指定管理者が遵守事項を定めるよう、所管機関において速やかに対応されたい。

③ アカウント運用ポリシーの策定等

運用ポリシーを策定していないアカウントについては、速やかに運用ポリシーを策定されたい。また、運用ポリシーを公式ウェブサイト上等に掲載していないアカウントについては、速やかに掲載されたい。

運用ポリシーを公式ウェブサイト上に掲載しているが、アカウント内に掲載していない場合は、自由記述欄に当該ページへのリンクを掲載する等の方法により、閲覧者がアカウント内で参照できるよう対応されたい。

④ アカウントの運用体制

県あるいは業務委託による運用で、管理責任者を指定していないアカウントについては、管理責任者を指定されたい。また、担当者のみの確認により情報発信をしているアカウントについては複数人で確認する等、運用体制を整備されたい。

指定管理者による運用で上記と同様の状況にあるアカウントについては、施設の所管機関は、各施設において県の取扱いに準じて運用体制の整備が進められるよう努められたい。

⑤ なりすまし対策

公式ウェブサイト上に運用アカウントへのリンクを掲載していないアカウントについては、速やかに掲載されたい。また、運用組織を明示していないアカウントについては、自由記述欄等に速やかに明示されたい。

⑥ パスワードの更新

アカウントのパスワードについては、異動等で取扱担当者が変更となった際には更

新すること、十分な長さや複雑さを持たせた容易に推測されないものを設定することや使い回しをしないこと等、管理に留意するとともに、二段階認証等のアカウント認証の強化策が提供されている場合には、可能な限り利用するよう努められたい。

⑦ 情報発信に使用する端末

所定の手続きを経ることなく、情報発信に私有端末を使用しているアカウントについては、所定の手続きを経た上で使用されたい。

情報発信に私有端末を頻繁に使用する場合は、業務用スマートフォン等の導入に努められたい。

⑧ モニタリング（監視）の実施

アカウントのモニタリングについては、乗っ取りや炎上等のトラブルの発生防止や早期発見のため、情報発信の頻度に関わらず、休止中のアカウントであっても、定期的に実施するよう努められたい。

⑨ 情報発信の頻度

県あるいは業務委託による運用で、情報発信が6か月以上滞っているアカウントについては、原則アカウントの廃止を告知の上、廃止されたい。

指定管理者による運用で上記と同様の状況にあるアカウントについて、施設の所管機関は、各施設において県の取扱いに準じて必要性の検討や見直しが進められるよう努められたい。

⑩ 質問やコメントに対する対応

アカウントに寄せられた質問等に対応しない方針であるにも関わらず、その旨を明示していないアカウントについては、質問等を送信して回答がないことで、閲覧者の混乱や不信感を招く可能性もあるため、方針を明示するよう努められたい。

⑪ 閲覧者の反応分析

ソーシャルメディアの持つ情報の拡散性や双方向性を十分に活かすため、情報発信に対する反応分析を適宜行い、効果的な情報発信に反映させるよう努められたい。

⑫ 利用の効果および効果的発信のための工夫

費用対効果も意識し、類似のアカウントを一本化する、必要性が低いアカウントを廃止する等の見直しを行うとともに、継続する場合は他のアカウントの好事例を取り入れる等、より効果的かつ継続的な運用ができるよう努められたい。

(3) 総括的意見

個別の課題等については、第一次的には各機関が対応するものであるが、リスク管理、効果的な活用の観点から、県全体として取り組む必要のある課題も認められたことから、今後の事務の改善に資するため、次に掲げる事項について検討し取り組まれるよう、総

括して意見を述べる。

① リスク管理について【DX 推進課】

ソーシャルメディアによる情報発信は利便性が高いがゆえに、誤った情報や不正確な情報が瞬時に広まる、不適切な表現により不測の事態を招く等のリスクを抱えており、ひとたびトラブルが発生すれば県全体の信用失墜につながるおそれがある。

については、利用条件の周知や遵守状況の確認が実効性のあるものとなるよう取り組まれない。また、全庁的にトラブル事例の把握、原因分析や情報共有に努めるとともに、それらも踏まえて、各機関においてソーシャルメディアの適切な利用が図られるよう、利用条件の見直しを検討されたい。

② 効果的な活用について【広報課、DX 推進課】

ソーシャルメディアを利用した情報発信を効果的かつ継続的に行うためには、各機関においてソーシャルメディアを活用できる人材を育成し、広報力の底上げを図ること、さらに、関係機関の情報発信をうまく連携させることで、県全体の発信力強化につながることを重要である。

については、各機関が希望する内容等も踏まえた研修の実施や教材の提供等について検討されたい。併せて、専門人材による相談支援が受けられる方策についても検討されたい。さらに、関係機関の職員による情報交換会や研究会を開催する等、取組を推進し、ソーシャルメディアの特性を生かした情報発信が相乗効果によりさらに充実するよう努められたい。

(3) 財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

令和5年度(令和4年度対象) 財政的援助団体等の監査の結果一覧表

(単位:件)

(1) 出資団体(9団体)

対象団体	所管部	所管課	監査実施日	監査の結果		
				指摘事項	指導事項	留意事項
1 びわ湖放送 株式会社	知事公室	広報課	令和5年11月20日			
2 滋賀県土地開発公社	総合企画部	企画調整課	令和5年11月15日			
3 公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園	文化スポーツ部	文化芸術振興課	令和5年11月24日		1	
4 公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	文化スポーツ部	スポーツ課	令和5年11月28日			2
5 一般社団法人 滋賀県造林公社	琵琶湖環境部	森林政策課	令和5年11月28日			
6 公益財団法人 滋賀県緑化推進会	琵琶湖環境部	森林政策課	令和5年11月24日			
7 公益財団法人 滋賀食肉公社	農政水産部	畜産課	令和5年11月7日		1	1
8 株式会社 滋賀食肉市場	農政水産部	畜産課	令和5年11月7日		1	2
9 滋賀県道路公社	土木交通部	道路整備課	令和5年11月15日			

(2) 補助金等交付団体(3団体)

対象団体	所管部	所管課	監査実施日	監査の結果		
				指摘事項	指導事項	留意事項
10 学校法人 聖パウロ学園	総務部	私学・県立大学振興課	令和5年12月8日			1
11 公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター	健康医療福祉部	生活衛生課	令和5年12月8日			
12 公益社団法人 びわこビジターズビューロー	商工観光労働部	観光振興局	令和5年12月8日			

(3) 公の施設の管理を行わせているもの(指定管理者)(7団体)

対象団体	所管局	所管課	監査実施日	監査の結果		
				指摘事項	指導事項	留意事項
13 SPNグループ 【滋賀県立アイスアリーナ】	文化スポーツ部	スポーツ課	令和5年12月8日			
14 SSグループ 【滋賀県立柳が崎ヨットハーバー】	文化スポーツ部	スポーツ課	令和5年12月8日			
15 公益財団法人 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団 【滋賀県立伊吹運動場】	文化スポーツ部	スポーツ課	令和5年12月8日			1
16 特定非営利活動法人 滋賀県ライフル射撃協会 【滋賀県立ライフル射撃場】	文化スポーツ部	スポーツ課	令和5年12月8日			
17 社会福祉法人 グロー 【滋賀県立むれやま荘】	健康医療福祉部	障害福祉課	令和5年12月8日		1	
18 社会福祉法人 グロー 【滋賀県立信楽学園】	健康医療福祉部	障害福祉課	令和5年12月8日			
19 Seif 【滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス】	商工観光労働部	中小企業支援課	令和5年12月8日			
合計(件数)				0	4	7

監査の結果に関する報告

令和6年3月26日

1 監査実施対象団体、監査対象および監査実施年月日 (略)

2 監査結果

重要な点において、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

3 意見

2の監査結果に添えて、次のとおり意見を付す。

(1) 長期経営計画を踏まえた第4期中期経営改善計画の適切な目標設定について（一般財団法人滋賀県造林公社）

一般社団法人滋賀県造林公社（以下、「公社」という。）においては、経営改善に向けた取組を着実に進めるため、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、平成23年度に長期経営計画（以下、「長期計画」という。）を、5年ごとに中期経営改善計画（以下、「中期計画」という。）を策定することとなっている。また、条例において、「知事は、公社に対し、毎事業年度終了後、事業の実施状況その他規則で定める経営に関する事項について自ら評価を行い、その結果を報告するよう求めるもの」とされており、公社からの報告に対して、県は、必要な指導または助言を行った内容について、議会に報告されている。

長期計画は、平成23年度から令和50年度までの期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画であり、中期計画は長期計画の目標を達成するため必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画である。中期計画は長期計画に基づく5年ごとの短期的な実施計画として位置づけられているものであることから、中期計画で掲げられる目標数値は長期計画の目標数値を前提に設定されるべきものとする。

しかしながら、中期計画において設定されている数値目標のうち、例えば分収造林事業の収益について、長期計画の目標数値の約10分の1程度の数値で目標設定されている。

さらに令和5年度からは、旧びわ湖造林公社分の伐採も開始されており、今後、分収造林事業収益の長期計画との乖離は拡大することが想定される。

公社においては、令和7年度に、令和8年度から令和12年度を計画期間とする次期中期計画（第4期）を策定する予定となっている。

については、長期計画を踏まえた次期中期計画の適切な目標設定について、県と連携を密にし、検討を進められたい。

(4) 滋賀県歳入歳出決算審査意見書（抜粋版）

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定に基づく滋賀県歳入歳出決算審査

第2 審査の対象

令和4年度歳入歳出決算審査の対象は、次のとおりである。

滋賀県一般会計歳入歳出決算

滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県公債管理特別会計歳入歳出決算

滋賀県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県用品調達事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県収入証紙特別会計歳入歳出決算

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の実施内容

審査に付された決算および附属書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

なお、総務部長の職務に係る事項の審査については、地方自治法第199条の2の規定により、河瀬隆雄監査委員を除斥した。

第5 審査の結果

第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、留意すべき事項については、「第7 審査の意見」に記載のとおりである。

第6 審査の状況

1 令和4年度県予算の概要

令和4年度は、平成31年3月に策定された「滋賀県基本構想」と「滋賀県行政経営方針2019」の計画期間の最終年度として、施策の着実な展開に向けて「人、社会、自然」の3つの健康を柱に取り組みこととされたが、当初予算額は6,440億3千万円となり、5年ぶりに前年度を下回る予算となった。

一方で、原油価格・物価高騰対策や、出産・子育て支援、防災・減災、国土強靱化対策に係る公共事業などに要する経費の補正が行われた。こうした結果、予算現額は、当初予算を大幅に上回る7,705億3千6百万円（百万円未満切捨て。以下文中において同じ。）となった。

市町振興資金貸付事業特別会計などの10の特別会計については、当初予算額は合計2,492億7千3百万円、予算現額は合計2,494億4千7百万円であった。

[表1] 令和4年度の当初予算額および予算現額 (単位：円)

	一般会計	特別会計	合計
当初予算額	644,030,000,000	249,273,293,000	893,303,293,000
予算現額	770,536,861,050	249,447,310,000	1,019,984,171,050

2 令和4年度決算の概要と財政指標について

(1) 決算概要

ア 実質収支

令和4年度の一般会計の決算は、予算現額7,705億3千6百万円に対し、歳入決算額7,078億8千1百万円、歳出決算額7,038億1千9百万円となり、歳入、歳出はともに、2年連続で7,000億円台となった。

歳入歳出差引額40億6千1百万円から翌年度へ繰り越すべき財源31億5千4百万円を差し引いた実質収支額は9億7百万円のプラスで、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4百万円のプラスとなった。

一般会計の歳入については、県税収入では、地方消費税などが減少した一方、法人二税や自動車税などが増加した。また、その他の収入では、繰入金などが増加した一方、国庫支出金や県債発行額などが減少した。その結果、歳入額は前年度に比べ7.3%の減となった。

また、歳出については、スポーツ施設整備費など文化スポーツ費や、感染症対策費

など健康医療福祉費などが増加した一方、財政調整基金などの積立金が減少したことなどによる総務費や、中小企業振興資金貸付金の減少などによる商工観光労働費などが減少したことにより、前年度に比べ7.0%の減となった。

10 ある特別会計の決算は、予算現額2,494億4千7百万円に対し、歳入決算額が2,504億8千万円（前年度対比5.4%増）で、歳出決算額は2,472億4千5百万円（前年度対比5.8%増）となった。

歳入歳出差引額、実質収支額はともに32億3千5百万円、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は7億6千3百万円のマイナスとなった。

一般会計および特別会計の合計の決算は、予算現額1兆199億8千4百万円に対し、歳入決算額が9,583億6千2百万円（前年度対比4.3%減）で、歳出決算額は9,510億6千5百万円（前年度対比4.0%減）となった。

歳入歳出差引額72億9千7百万円から翌年度へ繰り越すべき財源31億5千4百万円を差し引いた実質収支額は41億4千2百万円のプラスで、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は7億5千9百万円のマイナスとなった。

[表2]

歳入歳出決算の状況

(単位：円)

区 分	令和4年度						
	一般会計	前年度対比率(%)	特別会計	前年度対比率(%)	合 計	前年度対比率(%)	
予 算 現 額	770,536,861,050	△ 8.5	249,447,310,000	5.1	1,019,984,171,050	△ 5.5	
歳 入 決 算 額	707,881,546,313	△ 7.3	250,480,779,156	5.4	958,362,325,469	△ 4.3	
歳 出 決 算 額	703,819,898,232	△ 7.0	247,245,397,843	5.8	951,065,296,075	△ 4.0	
歳 入 歳 出 差 引 額	4,061,648,081	△ 40.3	3,235,381,313	△ 19.1	7,297,029,394	△ 32.5	
翌年度へ繰り越すべき財源	繰越明許費繰越額	3,062,492,400	△ 47.7	0	—	3,062,492,400	△ 47.7
	事故繰越し繰越額	91,835,000	107.5	0	—	91,835,000	107.5
	計	3,154,327,400	△ 46.6	0	—	3,154,327,400	△ 46.6
実 質 収 支 額	907,320,681	0.4	3,235,381,313	△ 19.1	4,142,701,994	△ 15.5	
単 年 度 収 支 額	4,012,287	—	△ 763,950,670	—	△ 759,938,383	—	

イ 基金の状況

基金（土地開発基金を除く）の令和4年度末現在高は1,108億2千9百万円で、前年度に比べ4億4千5百万円（0.4%）の減少となった。これは、財政調整基金、国民健康保険財政安定化基金および県債管理基金などが減少したことによるものである。

ウ 県債発行額・県債残高の状況

一般会計の県債発行額は、571億3千8百万円となった。令和4年度償還額を差し引いた令和4年度末県債残高は1兆958億9千7百万円で、前年度に比べ218億1千7百万円(2.0%)の減少となった。これは、臨時財政対策債などが減少したことによるものである。

その結果、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は6,595億9千3百万円となった。

[表3]

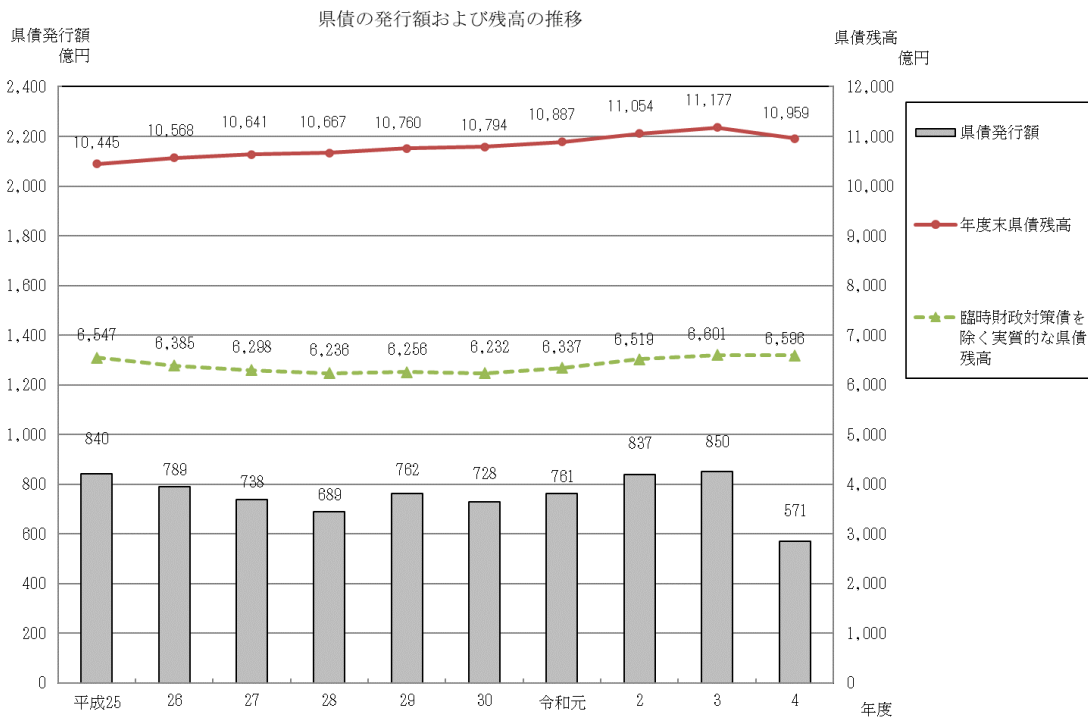
県債の増減

(単位：千円)

年度	前年度末現在高	当該年度中増減			当該年度末現在高	増減率(%)	臨時財政対策債残高	臨時財政対策債を除く実質的な県債残高
		発行額	償還額	増減額				
平成25	1,025,176,273	83,991,200	64,654,488	19,336,712	1,044,512,985	1.9	389,828,318	654,684,667
26	1,044,512,985	78,904,300	66,585,770	12,318,530	1,056,831,514	1.2	418,289,885	638,541,629
27	1,056,831,514	73,780,300	66,545,689	7,234,611	1,064,066,125	0.7	434,264,539	629,801,586
28	1,064,066,125	68,862,300	66,184,538	2,677,762	1,066,743,887	0.3	443,126,923	623,616,964
29	1,066,743,887	76,195,500	66,934,781	9,260,719	1,076,004,606	0.9	450,412,045	625,592,561
30	1,076,004,606	72,799,100	69,437,186	3,361,914	1,079,366,520	0.3	456,178,553	623,187,967
令和元	1,079,366,520	76,145,000	66,832,634	9,312,366	1,088,678,886	0.9	454,945,414	633,733,472
2	1,088,678,886	83,683,000	67,025,216	16,657,784	1,105,336,670	1.5	453,490,846	651,845,824
3	1,105,336,670	84,956,900	72,623,727	12,333,173	1,117,670,843	1.1	457,579,661	660,091,182
4	1,117,670,843	57,138,800	78,956,732	△ 21,817,932	1,095,852,911	△ 2.0	436,303,395	659,549,516

注 令和2年度の前年度末現在高には、令和2年4月1日に廃止した就農支援資金貸付事業等特別会計分を加えている。

[グラフ1]



注 グラフは一億円未満を四捨五入している。

エ 資金収支の状況

資金収支の状況は、年度当初における義務的経費、貸付金等の支払いや年度後半の事業進捗に係る支払いに伴う資金不足に対し、一時借入で対処された。前年度と比較して、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響による制度融資預託金は減少したものの、引き続き厳しい状況で推移した。

その結果、資金を調達した日数は139日となり、前年度に比べ97日の減少となった。また、一日平均調達額は227億5千1百万円で、前年度に比べ46億2千6百万円（16.9%）の減少となった。支払利息は7百万円となり、前年度に比べ6百万円（46.3%）の減少となった。

一方、資金を運用した日数は111日となり、前年度に比べ皆増した。また、一日平均運用額は75億8千7百万円で、前年度に比べ皆増した。運用による受取利息は73万円となり、前年度に比べ皆増した。

[表4]

資金収支の状況

(単位：円)

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減 (C=A-B)	比率(%) (C/B)
調達	資金調達日数	139日	236日	△ 97日	△ 41.1
	一日平均調達額	22,751,151,079	27,377,881,356	△ 4,626,730,277	△ 16.9
	支払利息	7,748,250	14,430,763	△ 6,682,513	△ 46.3
運用	資金運用日数	111日	0日	111日	皆増
	一日平均運用額	7,587,387,387	0	7,587,387,387	皆増
	受取利息	738,365	0	738,365	皆増

オ 翌年度繰越額の状況

一般会計の繰越額は111事業523億6千3百万円で、前年度に比べ1事業増加し、金額では160億9千9百万円（23.5%）の減少となった。その内訳は、繰越明許費が106事業514億9千8百万円で、事故繰越しが5事業8億6千4百万円である。

[表 5]

翌年度繰越額の状況

(単位：円)

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減 (C=A-B)	比率(%) (C/B)		
一般会計	繰越 明許費	事業数	106事業	105事業	1事業	—	
		金額	51,498,153,857	67,513,046,350	△ 16,014,892,493	△ 23.7	
	事故 繰越し	事業数	5事業	5事業	0事業	—	
		金額	864,886,000	949,023,700	△ 84,137,700	△ 8.9	
	一般会計		事業数	111事業	110事業	1事業	—
			金額	52,363,039,857	68,462,070,050	△ 16,099,030,193	△ 23.5
特別会計	繰越 明許費	事業数	0事業	0事業	0事業	—	
		金額	0	0	0	—	
	事故 繰越し	事業数	0事業	0事業	0事業	—	
		金額	0	0	0	—	
	特別会計		事業数	0事業	0事業	0事業	—
			金額	0	0	0	—
合 計	事業数	111事業	110事業	1事業	—		
	金額	52,363,039,857	68,462,070,050	△ 16,099,030,193	△ 23.5		
予算現額に占める割合		5.1 %	6.3 %	△ 1.2 ポイント	—		

カ 不用額の状況

一般会計の不用額は143億5千3百万円で、前年度に比べ23億5千万円の減少となった。また、特別会計の不用額は22億1百万円で、前年度に比べ14億7千6百万円の減少となった。

[表 6]

不用額の状況

(単位：円)

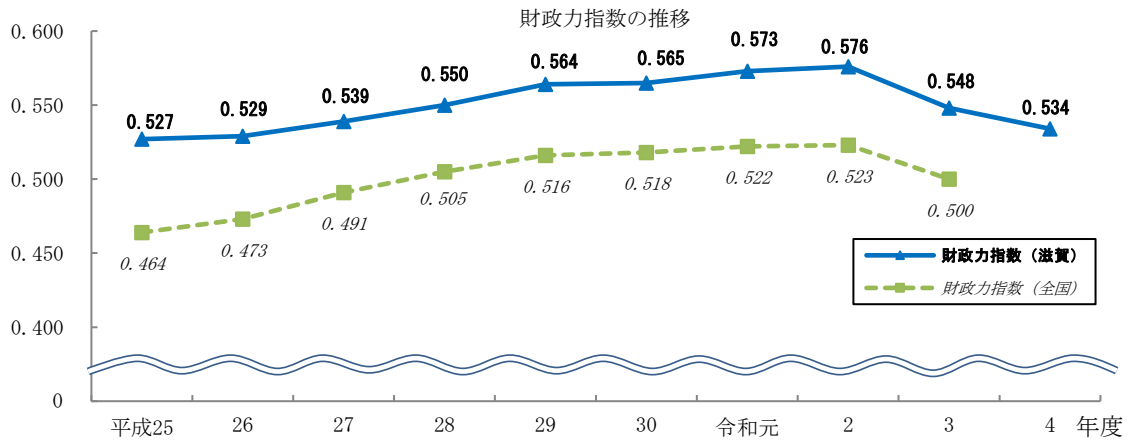
区 分	一般会計歳出合計		特別会計歳出合計	
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
予算現額(A)	770,536,861,050	842,203,029,780	249,447,310,000	237,274,818,000
支出済額(B)	703,819,898,232	757,036,229,190	247,245,397,843	233,596,822,446
翌年度繰越額(C)	52,363,039,857	68,462,070,050	0	0
不用額(A-B-C)	14,353,922,961	16,704,730,540	2,201,912,157	3,677,995,554
増減	△ 2,350,807,579		△ 1,476,083,397	

(2) 財政指標

財政状態を普通会計（一般会計と特別会計を合わせた財政統計上の会計）で見ると、財政力の強弱を示す財政力指数は、0.534と前年度に比べ0.014ポイント低下した。財政構造

の弾力性を判断する経常収支比率は、90.3%と前年度に比べ4.0ポイント悪化した。一般財源の総額に占める公債費の割合を示す公債費負担比率については、18.7%と前年度に比べ1.9ポイント悪化した。

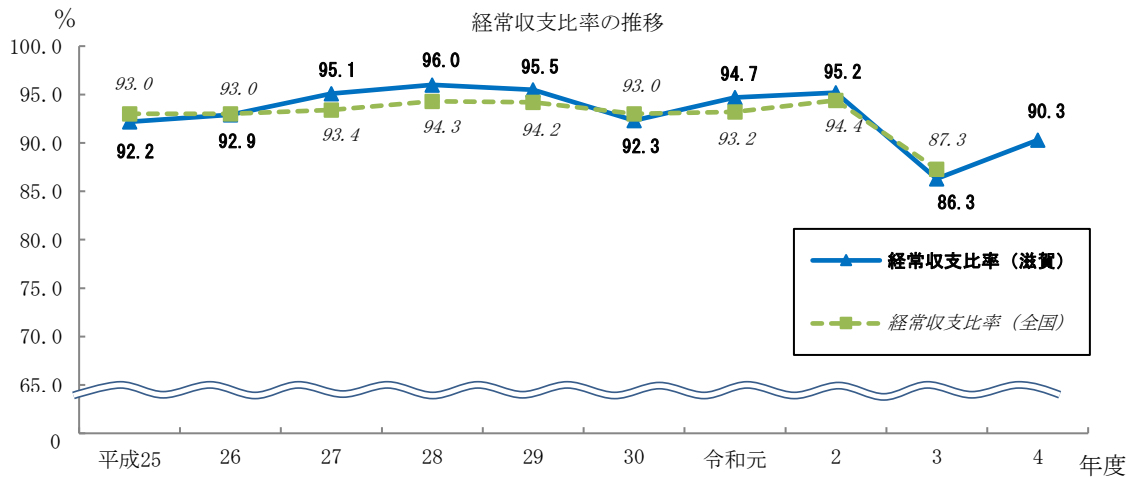
[グラフ 2]



注 令和3年度以前の数値は「滋賀県財政事情」から引用している。

財政力指数 地方公共団体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値であり、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があることを示している。

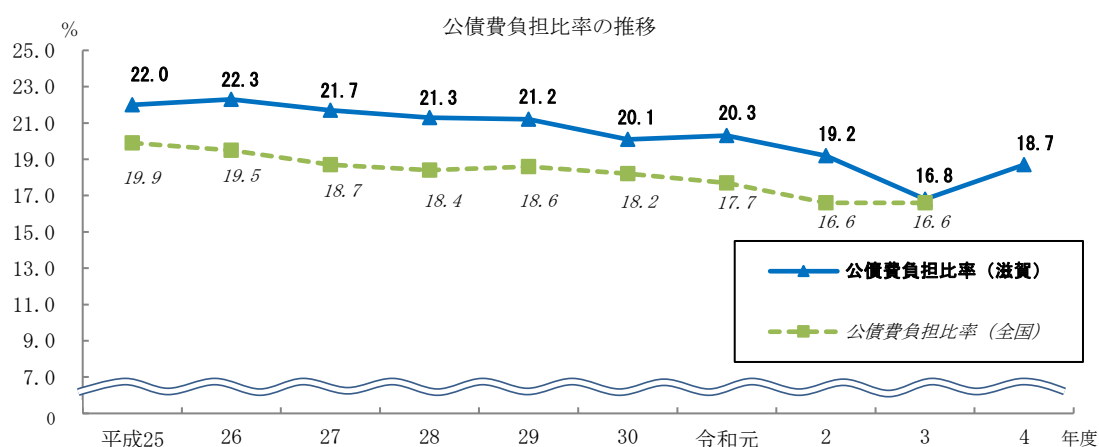
[グラフ 3]



注 令和3年度以前の数値は「滋賀県財政事情」から引用している。

経常収支比率 地方税や地方交付税を中心とする経常一般財源収入が、人件費、扶助費、公債費の義務的経費等経常経費にどの程度充当されているかを見るものであり、この数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示している。

[グラフ 4]



注 令和3年度以前の全国数値は地方財政状況調査関係資料から引用している。

公債費負担比率 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この数値が高いほど財政運営が硬直化していることを示している。

第7 審査の意見

本県の財政状況は、今後更に財政需要が増大することが見込まれており、厳しい状況が続くことが予想される。そこで、今後の行財政運営に当たっては、以下の取組を徹底され、必要な財源の確保と歳出の見直しに努め、安定的で持続可能な財政基盤の確立に向け取り組むとともに、県としての役割・責任を十分に果たすよう努められたい。

1 財政運営の健全化に向けて

社会経済情勢が大きく変化する中、財政を取り巻く状況の変化や財政需要の拡大等、今後の財政収支を十分に見通し、施策を展開していく必要がある。

歳入においては、収入未済の縮減や歳入の確保をより一層強化するとともに、歳出においては、既存の枠組みに捉われないことと不断の検証・見直しを行いつつ、社会経済情勢に応じた柔軟かつ機動的な対応をもって、県政の重点課題への選択と集中の徹底を図ることで、歳入・歳出の両面から将来を見据えた財政運営の健全化に緊張感をもって取り組まれたい。

また、決算において生じている多額の不用額については、感染症による不測の事態に備えたものなど、やむを得ない事情もあるものの、補正予算による調整等執行管理を徹底し、不用額の縮減に努められたい。

さらに、繰越しに係る事業実施については、早期の事業完了を図ることにより、事業

効果が十分に発揮されるよう努められたい。

あわせて、県出資法人等も含めた財政健全化に向けた取組を着実に図られたい。

2 経済性・効率性・有効性に徹した事務事業の実施について

感染症の影響による厳しい経済・雇用情勢については持ち直しの動きが見られるものの、引き続き、県には県民の安全安心の確保と、機動的・効果的で強力な経済活性化施策、雇用施策の実施が求められている。

これら県民の負託に応えるべく、各部局相互の連携を徹底し、横つなぎの総合行政を意識することにより、より効率的・効果的な行政運営に取り組むとともに、市町や県民をはじめとする多様な主体との連携、協働をより一層推進されたい。

事業の実施においては、前例に捉われず、予防によるトータルコスト削減など、将来を見据えた戦略的な見直しを行うとともに、限られた財源が最大限に生かされ、最少の経費で最大の効果があげられるよう、「経済性」、「効率性」、「有効性」の3点を常に念頭に置き、行政手続やサービスのデジタル化などを通じたDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、民間活力のより積極的な活用など、県民のニーズに対応したより質の高いサービスの提供に努められたい。

委託事業や補助事業については、履行状況の把握と確認を適切に行い、支出の効果が最大限に発揮されたか、成果の検証を十分に行うとともに、改めて必要性や手法を見直すなど、不断の見直しを行われたい。特に、物価高騰対策など、緊急支援を目的とした補助金等については、事業の主旨に鑑み、補助の効果が早期に発現できるよう、適宜適切な事務処理に努められたい。

3 歳入の確保について

直近の内閣府の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

令和4年度の県税収入は、感染症で悪化した企業実績の回復傾向が継続し、法人二税が増収したことなどから、対前年度73億6千8百万円の増収となったが、法人二税はその税収が経済状況の影響を受けやすい特徴を持つことから、社会経済情勢の動向に留意しながら、引き続き、地方税財源の確保や充実強化が図られるよう国に要望されたい。

また、滋賀応援寄附等の取組については、寄附メニューの見直しや返礼品の充実等により個人からの寄附額が増加しているところであるが、今後とも、積極的なPRにより、

寄附の獲得を図るとともに、資産の有効活用や、ネーミングライツの売却、様々な広告事業の展開等の充実強化などにより、自主財源の更なる確保につなげられたい。

(1) 収入未済

一般会計における収入未済額は、調定額 7,198 億 8 千 2 百万円に対し、118 億 4 千 6 百万円で、そのうち県税に係る徴収猶予額を除いた収入未済額は、108 億 7 千 1 百万円である。

県税（加算金を含む）の収入未済額は、調定額 1,872 億 3 百万円に対し、29 億 9 百万円で、前年度に比べ 2 千万円（0.7%）の減少となっている。このうち徴収猶予額を除くと、収入未済額は 19 億 3 千 3 百万円で、前年度に比べ 5 千 5 百万円（2.8%）の減少となっている。このように、収入未済の縮減に向け努力されているところであるが、公平な税負担の確保の観点からも、引き続き、より効果的な催告や徹底した滞納処分を行うとともに、未収金発生未然防止、納税意識の更なる高揚などに努められたい。また、徴収体制の整備のための投資や人材育成にも一層努められたい。

徴収猶予を除いた収入未済の約 8 割を占める個人県民税については、県と市町の協働による合同捜索の実施や、共同徴収の拡大などの取組が進められているところであるが、引き続き、県税事務所と地方税徴収対策室が各々の役割を果たしつつ、市町との連携強化に創意と工夫を重ね、一丸となって収入未済額の一層の縮減に取り組まれたい。

県税以外の収入未済額は、調定額 5,326 億 7 千 8 百万円に対し、89 億 3 千 7 百万円で、行政代執行費弁償金に係る収入未済の増などにより前年度に比べて 7 千 9 百万円（0.9%）の増加となっている。

また、特別会計における収入未済額については、調定額 2,511 億 6 千 9 百万円に対し 6 億 8 千 9 百万円となっている。

県税以外の収入未済の対応については、債権管理や法的整理に関する「税外未収金対策にかかるガイドライン」等に基づき徴収事務が実施されている。さらに、税外未収金の共同管理を実施し、令和 4 年度において、回収困難な案件について、約 7 百万円が回収されたところである。一層の収納促進を図り、新たな収入未済を発生させないよう、早期の指導を徹底するとともに、共同管理とする事案選定の拡大についても検討されたい。

さらに、収納方法については、県税においては納付書への二次元バーコードの印字や、クレジットカード納税の対象税目を拡大するなど、納付機会の拡大や周知に努められているところであるが、納入通知書による納付が多くを占めるその他の債権についても、社会情勢の変化を踏まえ、対象者数や収納に係るコスト負担とのバランスも

考慮しつつ、県民のニーズを踏まえた更なる利便性向上や納付機会の拡大のため、引き続き、キャッシュレス化等による収納方法の拡充を図られたい。

(2) 不納欠損

一般会計の不納欠損額は、1億5千3百万円で、前年度に比べ1千2百万円(8.9%)の増加となっている。

不納欠損については、回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、時効の更新等の措置を講ずるなど、適時、適切な事務の取扱いに努められたい。

[表7] 収入未済および不納欠損の状況 (単位：円)

区 分	一 般 会 計					合 計 (c+d) (除 徴 収 猶 予 額)	特 別 会 計
	県 税 (a) (除 徴 収 猶 予 額)	諸収入のうち 県税にかかる加算金(b)	小 計 (c=a+b)	県 税 以 外 (d)			
令和4 年度	調 定 額 (A)	187,132,090,938	71,381,874	187,203,472,812	532,678,679,267	719,882,152,079	251,169,872,720
	収入済額 (B)	184,113,401,897 (183,137,698,959)	34,186,193	184,147,588,090 (183,171,885,152)	523,733,958,223	707,881,546,313 (706,905,843,375)	250,480,779,156
	不納欠損額 (C)	140,204,768	6,079,299	146,284,067	7,386,912	153,670,979	0
	収入未済額 (D)	2,878,484,273 (1,902,781,335)	31,116,382	2,909,600,655 (1,933,897,717)	8,937,334,132	11,846,934,787 (10,871,231,849)	689,093,564
	比率(%) (B/A)	98.4 (97.9)	47.9	98.4 (97.8)	98.3	98.3 (98.2)	99.7
令和3 年度	不納欠損額 (E)	132,123,570	264,762	132,388,332	8,762,034	141,150,366	0
	収入未済額 (F)	2,900,546,483 (1,960,150,352)	29,569,444	2,930,115,927 (1,989,719,796)	8,858,179,522	11,788,295,449 (10,847,899,318)	691,344,646
対前 年度 比較	不納欠損額増減 (G=C-E)	8,081,198	5,814,537	13,895,735	△ 1,375,122	12,520,613	0
	不納欠損増減率(%) (G/E)	6.1	2196.1	10.5	△ 15.7	8.9	-
	収入未済額増減 (H=D-F)	△ 22,062,210 (△ 57,369,017)	1,546,938	△ 20,515,272 (△ 55,822,079)	79,154,610	58,639,338 (23,332,531)	△ 2,251,082
	収入未済増減率(%) (H/F)	△ 0.8 (△ 2.9)	5.2	△ 0.7 (△ 2.8)	0.9	0.5 (0.2)	△ 0.3

注 「県税以外(d)」は県税および県税に係る加算金を除いた額

4 財務に関する事務の適正な執行について

財務に関する事務について、財務監査(定期監査)等において是正、改善を要とした主な事例は次のとおりであった。財務規則等の基本ルールが十分理解されていないと思われる誤りや、組織としての確認や業務の進捗状況の共有等が十分ではなかったため生じている事例も認められたところである。

- (1) 最低制限価格の積算誤りにより落札決定が取り消されている事例など、入札における事務処理が適正でない事例
 - (2) 物品を抽出し保管状況を確認したところ、現物を確認できない物品が認められた事例や、取得した物品の登録手続がされていない事例など、物品の管理が適正でない事例
 - (3) 職員手当において、認定誤りにより過払、未払となっている事例
- こうした不適切な事務処理の発生を未然に防止し、県民に信頼される県政を実現する

ため、「滋賀県事務適正化推進方針」に基づき、組織内でのチェック機能の更なる強化を図ることで、より実効性のある取組につなげられたい。併せて、職員一人一人が公金を取り扱う重要性和責任を再認識し、財務知識の習熟度の向上と、適正な事務執行体制の確保に取り組みたい。また、誤りを分析し、必要に応じて、事務の合理化、効率化に資する規則等の見直しやICT技術の活用による事務処理誤りの発生防止のための仕組みづくりについても積極的に検討されたい。

5 財産の適正な管理について

(1) 公共施設等マネジメントの着実な推進

今後見込まれる公共施設等の老朽化の進行と人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化に的確に対応していくため策定された「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」（平成28年3月策定、令和4年3月に中間見直し）に基づき、財政負担の縮減・平準化および資産価値の最大化に向けて取組が着実に推進され、安全性の維持、確保が図られるよう進捗管理に努められたい。

また、施設のニーズや県の役割の変化、施設の利用状況等、公共施設を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、施設総量の最適化や老朽化対策等について検討されたい。

(2) 県有財産の有効活用

普通財産である未利用地等については、境界の確定や地積測量等の売却に向けた条件整備を進め、一般競争入札等による処分により、33億9千2百万円の売却収入が得られたところであるが、今後の利用計画が明確になっていない県有地については、将来的な活用の可能性を十分に検討した上で貸付けや売却処分等を行い、有効活用に努められたい。

(3) 物品の適切な管理および有効活用

物品については、以前より再三にわたり適切な管理について指導をしてきたところであるが、令和4年度においてもなお、現物確認ができなかった事例や、貸付物品の管理が適切でない事例、物品の処分手続を行わず廃棄している事例が見受けられた。物品は財産であることに十分留意し、定期的にチェックを行うなど、物品の管理に厳正を期されたい。

(4) 公用車の適切な管理および交通事故防止

公用車による交通事故については、工作物や駐車車両への接触による事故が発生件数のうち依然として多くを占めており、県の保有する車両の修理等に多額の経費が支出されている。

公用車の調達時には、バックモニター等が標準装備とされてきているところであるが、これらの機能が装備されていない公用車についても、順次装備するなど、安全面に配慮した運転環境の整備に努められたい。

交通事故防止については、折に触れて注意喚起をされているところであるが、周囲に十分な注意を払い、余裕を持った行動と基本的な安全確認を怠らなければ防止することができたと考えられる事例が複数認められることから、事故防止に対する職員の意識の向上を図るとともに、ゆとりのある運転計画など、組織全体で交通事故防止に一層努められたい。

6 滋賀県が締結する契約に関する条例に基づく取組の推進について

本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的として、令和4年4月1日から「滋賀県が締結する契約に関する条例」が施行されたところであるが、本条例の趣旨にのっとり、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用を図るため、適切な仕様書の作成や、発注者および受注者双方による適切な積算等、県が行う契約の適正な履行確保の徹底に努められたい。

あわせて、県内事業者の受注機会の増大といった地域経済の活性化への配慮や、環境に配慮した事業活動の推進をはじめ、条例の基本理念にのっとり県内の契約の推進を図るために必要な取組を着実に推進されたい。

7 まとめ

最後に、事務事業の執行については、職員一人一人がコンプライアンス意識の向上を図り、行政の公正性、公平性、透明性を確保するとともに、組織としての内部統制機能を十分に発揮させ、厳正かつ的確な財務事務の執行に努められたい。

なお、監査および包括外部監査の結果や意見についても、適切かつ真摯に対応されたい。

(5) 滋賀県公営企業決算審査意見書（抜粋版）

第1 審査の種類

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算審査

第2 審査の対象

令和4年度滋賀県公営企業決算審査の対象は、次のとおりである。

滋賀県モーターボート競走事業

滋賀県琵琶湖流域下水道事業

滋賀県病院事業

滋賀県工業用水道事業

滋賀県水道用水供給事業

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の実施内容

審査に付された決算その他関係書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既の実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

なお、総務部長の職務に係る事項の審査については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、河瀬隆雄監査委員を除斥した。

第5 審査の結果

第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類は法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

なお、留意すべき事項については、「第6 審査の意見」に記載のとおりである。

第6 審査の意見

各事業の決算に係る審査の意見は次のとおりである。

1 モーターボート競走事業

滋賀県は、県が実施する施策に必要な財源を確保することを目的として、モーターボート競走法に基づいて、モーターボート競走事業を実施しており、びわこボートレース

場を運営している。

(1) 事業の概要

競走事業では、舟券売上収入のおおむね 75%を払戻金としての的中者に配当し、残りの約 25%のうち、法定交納付金等の売上連動経費や、選手賞金、広報宣伝事業等の運営経費などを差し引いた残額を収益とし、一部を一般会計に繰り出しており、この繰出金を通じ、県民の社会福祉の増進、教育文化の発展、スポーツの振興等に寄与している。

令和4年度の本場開催レースの総売上額は 693 億 4 千 9 百万円（百万円未満切捨て。以下文中において同じ。）、1日平均売上額は 3 億 7 千 2 百万円で、前年度に比べ 4.0%減少した。本場入場者数は 170,955 人で、前年度に比べ 6.4%減少した。

また、場間場外発売（受託分）の売上金額は、129 億 2 千万円で、前年度に比べ 0.1%減少した。

経営状況は、事業収益 722 億 7 百万円に対して、一般会計への繰出金 25 億円を含めた事業費用は 701 億 3 百万円で、当年度の純利益は 21 億 4 百万円となった。

(2) 審査の意見

全国の競走事業の総売上は近年、電話・インターネット投票の急伸により大幅に増加しており、当レース場においては、SNSを活用した動画配信などの情報発信等に取り組みることにより、令和4年度は、過去最高額の売上げとなった令和3年度に次ぐ、過去2番目の売上げを計上した。

しかしながら、ファンの高齢化やレジャーの多様化、感染症の影響等さまざまな要因により本場来場者が減少傾向にあり、またアフターコロナの見通しは不透明な状況にある。

こうした状況下、将来のリスクを見据えつつ、一方で、時代の変化に適応した経営戦略を展開していくことが期待される。

今後も、機動的な経営判断を行い、収益の最大化と財政基盤の安定化を図るとともに、一般会計への繰出金による県財政への貢献という公営競技の使命を果たすために、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 本場の活性化について

本場開催分の発売形態別の売上額をみると、本場発売の売上額は、全発売形態で減少しているものの、電話・インターネット投票の売上額は比較的安定している。

また、電話・インターネット投票の売上額は全体の売上げの約 75%を占め、こう

した利用形態が定着したものと考えられる。

本場における売上げは最も収益率が高く、新たなびわこボートレースファンの獲得が必要なことから、本場の来場促進に向けた取組は重要である。

については、電話・インターネット投票の更なる売上向上に努めることはもとより、本場の活性化に向けて、次の2点の更なる取組を進められたい。

(ア) 魅力的なボートレースの開催

S G競走、プレミアムG I競走など、上位グレードレースの誘致は、びわこボートレース場の魅力を全国のファンに知ってもらう機会づくりにもなり、そのことにより、本場への新規来場者が見込まれ、電話・インターネット投票や他場における売上増加にもつながると考えられる。

については、上位グレードレースはもとより、大きな売上げが期待できる女子戦等の誘致に積極的に努めるなど、来場者数の増加や売上げの向上につながるよう、戦略的に取り組まれたい。

(イ) 快適な施設・サービスの提供

来場者の定着と顧客満足度の向上を図るため、引き続き感染症対策を徹底することにより、安全安心な空間を提供するとともに、トイレの改修をはじめ、利便性提供施設等の更なる充実を図り、より幅広い層の利用者にとって親しみやすく居心地の良いレース場となるよう努められたい。

また、場内で働く全てのスタッフの接遇の向上を図るとともに、初心者が来場しやすい雰囲気づくりに努められたい。

イ 健全な経営の確保について

財政基盤の更なる安定化を図るため、次の2点の取組について一層推進されたい。

(ア) 財務体質の強化

当レース場では、インターネットを通じて全国の顧客をターゲットとした施策等に取り組み、売上げの向上につながっているところである。

今後、施策の効果の検証、他場との比較分析、新たなマーケティング戦略などにより、安定した収益の確保に努められたい。

また、これまでから来場者数に応じた体制の見直し等により経費の抑制が行われているが、今後も不断の見直しに努められたい。

(イ) 施設の適正な管理・運用

現在の施設が建設されてから 20 年以上経過しており、老朽化に伴う修繕が必要となっている。また、令和 4 年度から解体工事が行われている旧スタンドの跡地や、現スタンドの 3 階フロアをはじめとする遊休スペースの活用策については、現在検討されているところである。

これらの検討に当たっては、利用者のみならず県民の満足度や利便性の向上と投資に係る費用対効果を総合的に勘案しながら、全体として効果が高く、新たな誘客促進に資する活用となるよう努められたい。

ウ 中期経営計画 2020 および滋賀県行政経営方針 2023-2026 の推進について

令和 2 年 3 月に策定された「びわこボートレース場中期経営計画 2020」において、毎年 3 億円の一般会計への繰出金の確保という計画の目標に対し、前年度に引き続きこれを大きく上回る繰出しを達成されたことを評価しているところである。

また、令和 5 年 3 月に策定された「滋賀県行政経営方針 2023-2026」では毎年 15 億円の一般会計への繰出金の確保を目標とされており、引き続き、一般会計への繰出金の確保により、公共の福祉の増進に貢献できるよう、当計画および方針を着実に推進されたい。

2 琵琶湖流域下水道事業

琵琶湖流域下水道事業は、公衆衛生の向上、琵琶湖等の公共用水域の水質保全、生活環境の改善に資するため、湖南中部、湖西、東北部、高島の4処理区を運営し、市町の管理する公共下水道により排除される下水を排除・処理している。

(1) 事業の概要

琵琶湖流域下水道では、全ての処理水が琵琶湖に流入するという特徴から、高度処理による水質保全施策を展開している。公共下水道により排除される下水を受け、これを排除・処理し、令和4年度の年間処理水量は153,565,331 m³（日平均420,727 m³）で、下水道普及率は上昇しているものの、降水量が少なかったため不明水量が減少し、前年度からは4,962,559 m³（3.1%）の減少となった。年間汚泥処理量は127,416t（日平均349.1t）で、前年度からは2,959t（2.3%）の減少となった。

経営状況は、事業収益196億2百万円に対して、事業費用は200億2百万円で、物価高騰の影響等により、当年度の純損失は4億円となり、令和元年度の公営企業会計移行後、初めて純損失を計上した。

財政状況は、固定比率（固定資産／（資本金＋剰余金＋繰延収益））が119.7%（対前年度比0.1ポイント低下）、固定資産対長期資本比率（固定資産／（固定負債＋繰延収益＋資本合計））が100.1%（対前年度比0.1ポイント上昇）で、昨年度とほぼ同様の数値である。

(2) 審査の意見

今後の琵琶湖流域下水道事業の経営に当たっては、「琵琶湖流域下水道事業経営戦略」（令和元年度～令和10年度）および「滋賀県下水道第2期中期ビジョン」（以下「第2期中期ビジョン」という。）（令和3年度～令和14年度）に即して、公衆衛生の向上、生活環境の改善および国民的資産である琵琶湖等の公共用水域の水質保全に資する公営企業としての使命を果たすため、引き続き、経営の合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 下水道施設の維持管理について

本県の下水道は、整備してきた資産の多くが耐用年数を迎えることになり、今後、多額の更新投資が予想される。

このことから、第2期計画として新たに策定した「滋賀県琵琶湖流域下水道ストックマネジメント計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、計画的・効率的に更新を行い、健全経営に努められたい。

イ 発生汚泥の有効利用について

汚水を浄化する過程で発生する汚泥は、建設資材やバイオマスとしてのポテンシャルを有するが、汚泥有効利用率は 20%程度で、全国平均 77%（令和 3 年度）と比べて低い状況にある。

平成 27 年に改正された下水道法において、発生汚泥の有効利用が努力義務化されたこともあり、第 2 期中期ビジョンでは、発生汚泥等の未利用資源の有効活用によるエネルギーの創出に取り組むこととされている。

については、SDGs や CO₂ ネットゼロを推進する観点からも、将来の汚泥処理施設の更新を見据えて、関係部局との連携を密にし、発生汚泥の有効利用に係る取組をより一層推進されたい。

ウ 不明水対策について

県および市町において、「第 2 期琵琶湖流域下水道不明水対策実施計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）に基づいた取組を推進しているが、過去 10 年間の年間不明水量は、年間処理水量のおおむね 12%から 16%で推移している。

不明水の発生源は主に市町の管理する公共下水道、あるいは宅内の施設と考えられるが、発生源が特定しにくいことや、投資に対する効果を明確化しにくいこともあり、市町によって取組に差が生じている状況である。

については、県のリーダーシップの下、全市町とともに一丸となって、持続可能で実効性のある発生源対策を進められたい。

3 病院事業

病院事業は、高度専門医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、総合病院、小児保健医療センター、精神医療センターの3病院を運営している。

(1) 事業の概要

病院事業における令和4年度の事業収益は264億6千3百万円で、前年度に比べ14億5千2百万円(5.8%)増加し、事業費用は247億6千9百万円で、前年度に比べ3億7千1百万円(1.5%)増加した。その結果、当年度の純利益は16億9千3百万円となり、当年度未処理欠損金は156億9千6百万円となった。

総合病院は、がんや心臓血管疾患、脳神経疾患等の生活習慣病に関する高度専門医療を提供する本県の基幹病院として、病床数535床、32診療科で運営されている。

当年度の事業収益は203億2千5百万円で、前年度に比べ8億5千4百万円(4.4%)増加し、事業費用は192億9千9百万円で、前年度に比べ3億6千1百万円(1.9%)増加した。その結果、当年度の純利益は10億2千6百万円となり、当年度未処理欠損金は158億7千5百万円となった。

小児保健医療センターは、小児を対象にした特定高次の医療、精密健診、保健指導等健康相談を提供する本県の拠点病院として、病床数100床、9診療科で運営されている。

当年度の事業収益は40億3千4百万円で、前年度に比べ5億6千9百万円(16.4%)増加し、事業費用は33億1千万円で、前年度に比べ5千1百万円(1.5%)減少した。その結果、当年度の純利益は7億2千3百万円となり、当年度未処分利益剰余金は5億8千万円となった。

精神医療センターは、思春期精神障害、アルコール依存症等中毒性精神障害、身体疾患を伴う精神障害、救急医療、医療観察法に基づく医療、早期の社会復帰などの医療サービスを提供する本県の拠点病院として、病床数123床、4診療科で運営されている。

当年度の事業収益は19億8千9百万円で、前年度に比べ3百万円(0.2%)増加し、事業費用は20億4千5百万円で、前年度に比べ3千7百万円(1.9%)増加した。その結果、当年度の純損失は5千5百万円となり、当年度未処理欠損金は4億1百万円となった。

(2) 審査の意見

各病院は、県民の健康や生命を守るため、それぞれが持つ機能や特色を生かし、安全・安心な医療、高度専門医療、また、県民のニーズや時代の要請に的確に対応した医療を提供し、今後とも公的医療機関としての使命と役割を果たされるよう求めるものである。

経営については、新型コロナウイルス感染症に関連し、国・県からの多額の補助金の交付や医業収益の増加もあり、病院事業庁全体では、純利益が 16 億 9 千 3 百万円となり、その結果、未処理欠損金が 156 億 9 千 6 百万円となった。

病院事業を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くことから、今後の病院経営に当たっては、自主・自律的な運営体制の構築により経営基盤の強化を図り、安全・安心・良質な医療の提供に努め、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 経営改善について

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保に伴う補助金収入等により、総合病院、小児保健医療センターにおいて純利益を計上したものの、精神医療センターでは純損失を計上している。

総合病院においては、外来患者数の増加や診療単価向上の取組もあり、医業収益の増加がみられるものの、病院事業庁全体では、令和 5 年 5 月からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直しに伴う補助金収入等の減少や物価高騰の影響等により、経営状況は依然として厳しい状況にある。

県立 3 病院においては、「第五次県立病院中期計画」に基づき、高度専門医療の提供や医療安全の徹底等により病院機能の向上を図るとともに、入院患者の確保による病床利用率の向上や、新たな施設基準での各種加算の取得に向けた取組をさらに進めることで医業収益の増加に努められたい。

あわせて、薬品、診療材料、医療機器等の購入に係る費用削減や病院間の医療資源の最適化やDXの取組、さらに新たに導入された目標管理手法であるロジックモデルによる進行管理等を通じた効率的・効果的な病院経営をめざすなど、公営企業としての経済性を十分に発揮し、より一層の経営改善に努められたい。

イ 小児保健医療センターの再整備について

小児保健医療センターの再整備については、病院事業の経営状況の悪化や小児保健医療センターの環境変化への対応、病院統合の検討に併せた施設整備計画の見直しなどの要因を踏まえて、令和 5 年度中に予定している第五次県立病院中期計画の

見直しの中で最適な姿を明らかにしていくとされている。

小児保健医療センターの再整備に対する期待は大きく、数次にわたる変更により、なお検討が続いていることは、小児保健医療センターの利用者のみならず、一体的整備が予定されている施設関係者等に及ぼす影響も大きいと考えられる。

再整備計画の見直しに当たっては、病院統合による相乗効果が発揮され、診療機能の充実を図るとともに、これまでの調査検討の成果も踏まえ、再度収支のシミュレーションを行い、最適な計画となるよう十分に検討し、着実に推進されたい。

ウ 安定的な医療体制の確保について

長期にわたって安定した医療サービスを提供するためには、医師および看護師等の確保が不可欠である。

特に、医師不足は、患者数の減少等に直結し、医業収益の落ち込みにつながることから、経営面においても医師確保の早急な対応が求められる。

また、小児保健医療センターと総合病院との統合後を見据え、計画的に必要な人材の確保に取り組まれない。

エ 収入未済解消に向けた取組について

患者自己負担金の収入未済額は、令和4年度、5千8百万円と、前年と比べて3百万円減少したが、収入未済の解消に向けて、直接徴収と外部委託を適切に組み合わせ、効果的に取り組まれない。

また、クレジットカード決済は、患者の利便性が向上するとともに、負担金の回収が確実であることから、患者への周知を図り、更なる利用拡大に努められたい。

4 工業用水道事業

工業用水道事業は、彦根工業用水道事業および南部工業用水道事業の2事業からなっている。

(1) 事業の概要

令和4年度は、2事業において受水企業58社を対象として給水し、契約給水量は28,897千 m^3 （日平均79,171 m^3 ）で、平成13年度の39,657千 m^3 （日平均108,650 m^3 ）をピークに年々減少傾向であり、令和4年度は前年度から191千 m^3 （0.7%）の減少となった。実給水量は18,474千 m^3 （日平均50,615 m^3 ）で、平成12年度の29,167千 m^3 （日平均79,911 m^3 ）をピークに減少傾向にあり、令和4年度は前年度から604千 m^3 （3.2%）の減少であった。

経営状況は、彦根工業用水道事業では、事業収益1億6千4百万円に対して事業費用1億8千万円で、純損失は1千5百万円となった。南部工業用水道事業では、事業収益8億8千7百万円に対して事業費用7億9千7百万円で、純利益は8千9百万円となった。

この結果、2事業合計で、事業収益10億5千1百万円に対して事業費用9億7千7百万円で、当年度の純利益は7千3百万円となり、前年度比7千万円（48.7%）の減少となった。

(2) 審査の意見

今後の工業用水道事業の経営に当たっては、令和3年3月に策定された「滋賀県企業庁経営戦略」（以下「経営戦略」という。）（令和3年度～令和12年度）に即して、着実な事業の進行管理を行われるとともに、琵琶湖を水源とした安全で良質な水を安定供給する公営企業としての使命を果たすため、引き続き経営の合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 収益の確保について

リサイクル水の利用など水利用の効率化や節水意識の高まりにより企業の水需要が減少傾向にあることから、平成28年度より新規受水および増量時の負担軽減制度を導入するなど対策を講じてきたところである。

令和4年度は、令和3年度に引き続き、商工観光労働部が設置する企業立地サポートチームの一員として、情報収集等に取り組まれたところである。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、製造業の国内回帰など、今後、企業における設備投資の動きが活発化すると考えられることから、引き続き、既存受水企業の水

需要の動向を把握されるとともに、既設管路周辺における企業の新規受水量にかかる目標を定め、定期的に企業訪問を行うなど、P D C Aサイクルにより計画的に取り組み、更なる収益の確保に努められたい。

また、物価高騰、とりわけ電気料金の高騰により、令和4年度は動力費が前年度から大幅に増加し、収益を圧迫している。今後も物価高騰は続くと考えられるため、電力の確実かつ低廉な調達等により、経費削減に努められたい。

イ 持続可能な経営の推進について

施設・設備について、大規模な更新時期を迎えることから、平成28年3月に策定された「アセットマネジメント計画」（平成28年度～令和37年度）に即して、計画的・効率的な更新を実施するとともに、引き続き耐震対策にも計画的に取り組みられたい。

また、全国的に発生している水道施設の事故事例なども踏まえて、日常における点検の充実・強化など、維持管理の徹底および減災対策に努められたい。

今後の施設・設備の更新に当たっては、CO₂ネットゼロ推進のため、再生可能エネルギーの利用にかかる検討やエネルギー消費量の削減に努めるとともに、管路更新に多額の投資が必要となることから、国庫補助金等を有効に活用し、必要な財源を確保しつつ、着実に進められたい。

あわせて、持続的な安定経営に向けた料金のあり方について、受水企業と協議を進められたい。

さらに、経営戦略に基づき、今後想定される施設更新などによる業務量の増加を見据えた計画的な人材確保や中堅・若手職員への技術の継承に努められたい。

5 水道用水供給事業

水道用水供給事業は、湖南水道用水供給事業からなっている。

(1) 事業の概要

令和4年度は、8市2町を対象として給水し、契約給水量は41,414千 m^3 （日平均11,346千 m^3 ）で、前年度に比べ329千 m^3 （0.8%）の増加であった。実給水量は47,443千 m^3 （日平均129,981千 m^3 ）で、前年度に比べ932千 m^3 （1.9%）の減少であった。

経営状況は、事業収益44億2百万円に対して事業費用40億7千1百万円で、当年度の純利益は3億3千万円となり、前年度に比べ2億5千2百万円（43.3%）の減少となった。

(2) 審査の意見

今後の水道用水供給事業の経営に当たっては、令和3年3月に策定された「滋賀県企業庁経営戦略」（以下「経営戦略」という。）（令和3年度～令和12年度）に即して、着実な事業の進行管理を行われるとともに、琵琶湖などを水源とした安全で良質な水を安定供給する公営企業としての使命を果たすため、引き続き経営の合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 持続可能な経営の推進について

施設・設備について、令和元年度より耐震対策工事を実施されていた吉川浄水場について、令和5年6月に主要施設が完成し、7月より新施設からの水道用水供給が開始されたところである。

今後においても、大規模な更新時期を迎えることから、平成28年3月に策定された「アセットマネジメント計画」（平成28年度～令和37年度）に即して、計画的・効率的な更新を実施するとともに、引き続き耐震対策・危機管理対策にも計画的に取り組まれない。

また、全国的に発生している水道施設の事故事例なども踏まえて、日常における点検の充実・強化など、維持管理の徹底および減災対策に努められたい。

今後の施設・設備の更新に当たっては、CO₂ネットゼロ推進のため、再生可能エネルギーの利用にかかる検討やエネルギー消費量の削減に努めるとともに、管路更新に多額の投資が必要となることから、国庫補助金等を有効に活用し、必要な財源を確保しつつ着実に進められたい。

さらに、知事部局において、令和4年12月に市町等の実施する水道事業について、「水道広域化推進プラン」（以下「プラン」という。）が策定された。県営で唯一

の水道事業体である企業庁の知見と専門性を発揮し、知事部局と連携の上、プランの実現に向け、積極的に取組を進められたい。

また、物価高騰、とりわけ電気料金の高騰により、令和4年度は動力費が前年度から大幅に増加し、収益を圧迫している。今後も物価高騰は続くと考えられるため、電力の確実かつ低廉な調達等により、経費削減に努められたい。

加えて、経営戦略に基づき、今後想定される施設更新などによる業務量の増加を見据えた計画的な人材確保や中堅・若手職員への技術の継承に努められたい。

イ 水質管理の強化について

令和元年度には、水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）認定の更新が認められるなど、日常的に水質管理の強化に取り組んでいる。

令和3年度には平成28年度を上回る規模のかび臭原因物質が発生したことを踏まえて、今後、馬淵浄水場で粉末活性炭による本格的な脱臭施設の整備が予定されているところであり、引き続き、水質管理について、さらに高い安全性の確保と信頼性の維持・向上に努め、安全で良質な水道用水を供給されたい。

(6) 滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査

第2 審査の対象

令和4年度滋賀県土地開発基金

第3 審査の着眼点

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、運用が確実かつ効率的に行われているか。

第4 審査の実施内容

審査に付された令和4年度滋賀県土地開発基金運用状況調書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既の実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、河瀬隆雄監査委員を除外した。

第5 審査の結果および意見

第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

なお、利用計画が不明確なまま保有されている一部の土地については、有効活用について引き続き検討されたい。

第6 運用の状況

土地開発基金の運用状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区分	令和3年度末	令和4年度中	令和4年度中	令和4年度中	令和4年度末
	現在高 A	取得高 B	処分高 C	増減値 D = B - C	現在高 E = A + D
土地	面積 325,369.31 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	325,369.31 m ²
	金額 3,085,564,001	0	0	0	3,085,564,001
現金	4,549,674,028	1,271,409	0	1,271,409	4,550,945,437
計	7,635,238,029	1,271,409	0	1,271,409	7,636,509,438

(7) 健全化判断比率および資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等の審査

第2 審査の対象

1 健全化判断比率

令和4年度における滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 資金不足比率

令和4年度における滋賀県モーターボート競走事業会計、琵琶湖流域下水道事業会計、病院事業会計、工業用水道事業会計および水道用水供給事業会計の各決算に基づく当該事業会計ごとの資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既の実施した財務監査（定期監査）、一般会計および各特別会計に係る決算審査、公営企業決算審査ならびに例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

なお、総務部長の職務に係る事項の審査については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、河瀬隆雄監査委員を除外した。

第5 審査の結果および意見

審査に付された下記、健全化判断比率および資金不足比率について、第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、今後の財政収支を見通しつつ、社会経済情勢に応じた柔軟かつ機動的な対応をもって、事業の選択と集中、事務の効率化の徹底を図り、財政の健全化に向けて一層の取組を進められたい。

記

1 健全化判断比率

	令和4年度決算に 基づく健全化判断比率	令和3年度決算に 基づく健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%
実質公債費比率	10.9%	10.4%	25.0%
将来負担比率	185.8%	183.4%	400.0%

注 実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「—」にて記載

2 資金不足比率

	令和4年度決算に 基づく資金不足比率	令和3年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
モーターボート競走事業会計	—	—	20.0%
琵琶湖流域下水道事業会計	—	—	
病院事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
水道用水供給事業会計	—	—	

注 資金不足が生じていないため、「—」にて記載

(8) 滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

第2 審査の対象

令和4年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書

第3 審査の着眼点

知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

第4 審査の実施内容

審査に付された令和4年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）その他の監査等によって得られた知見に基づき慎重に審査した。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、河瀬隆雄監査委員を除外した。

第5 審査の結果および意見

審査に付された令和4年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について、第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。

なお、再発防止に向けた取組が全庁的により実効性のあるものとなるよう、内部統制制度に係る不断の見直しを行われたい。

第6 備考

特段記載すべき事項はない。

(9) 住民監査請求および監査結果の概要

令和5年度における住民監査請求の状況および処理結果は次のとおりである。

	請求日	請求の内容	結果通知日	処理結果
1	令和6年3月21日	滋賀県青年会館子ども一時保護場所借上料にかかる損害賠償等を求める請求	—	係属中

資 料

(1) 財政的援助団体等の監査実施団体選定指針

平成 5年11月19日制定

令和 2年 7月28日改正

地方自治法第199条第7項の規定により、滋賀県監査委員が実施する財政的援助団体等の監査の対象団体の選定基準は次のとおりとする。

1 監査対象団体の選定除外団体

別表1に定める団体は監査対象団体の選定除外団体とする。

(別表1) 選定除外団体

(平成28年 8月)

選 定 除 外 団 体
市町（一部事務組合を含む）
単独費にあつては1件が1,000万円未満の財政的援助を受けている団体
国庫補助費にあつては1件が3,000万円未満の財政的援助を受けている団体

2 監査実施団体および頻度の選定基準

監査実施団体は、別表2の監査実施団体選定基準を満たすものうちから定期監査の結果、監査日程等を考慮して選定するものとする。

なお、定期監査等の結果、その他諸般の事情等から必要に応じ、監査委員の協議によって監査の周期、または別表1に定める団体に関係なく監査を実施するものとする。

(別表2)

財政的援助団体等の監査実施団体選定基準

(令和2年 7月)

監 査 実 施 団 体 の 区 分		監 査 実 施 周 期
出資団体	県が1/2以上出資している団体で、その事業規模が7億円以上の団体	1回/2年
	県が1/2以上出資している団体で、その事業規模が3億円以上7億円未満の団体	1回/3年
	県が1/2以上出資している団体で、その事業規模が3億円未満の団体	1回/5年
	県が1/4以上出資している団体で、上記以外の団体および地方自治法施行令第140条の7第2項に規定する法人	随 時
	地方独立行政法人	随 時
補助金等 交付団体	国庫補助事業にかかる補助金等交付団体 (1件あたり3,000万円以上)	随 時
	県単独補助事業にかかる補助金等交付団体 (1件あたり1,000万円以上)	
公の施設の管理を行わせているもの(指定管理者)		随 時

(2) 外部監査制度について

地方分権の進展に伴い、地方公共団体には自己決定と自己責任の徹底が求められ、従来の国のチェックに代わる、地方公共団体におけるチェック機能を十分に強化する必要があった。また、平成7年頃から大きな問題となった地方公共団体における不適正な予算執行の問題は、地方公共団体に対する国民の信頼感を著しく損なうものとなったことから、制度的に何らかのチェック機能の強化が必要とされた。

これらを背景として、平成9年2月、第25次地方制度調査会の「監査制度の改革に関する答申」が出され、これに基づき、「外部監査制度」創設を主たる内容とする地方自治法の改正が平成9年6月4日に公布された（平成10年10月1日施行）。

本県においても、「滋賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例」（平成11年滋賀県条例第7号）が制定され、平成11年4月1日から外部監査制度が実施されている。

年度	包括外部監査人	テーマ
H11	八幡 知行氏 (公認会計士)	①退職手当 ②特別会計（12特別会計）
H12	同 上	①病院会計（3病院） ②公社会計（土地・住宅）
H13	同 上	①企業庁 ②県立の文化施設（近代美術館、びわ湖ホール、文化振興事業団、琵琶湖博物館、陶芸の森）
H14	平居 新司郎氏 (公認会計士)	①公有財産（特に土地）の取得、処分および管理 ②物品の取得、処分および管理
H15	同 上	①健康福祉部における補助金・委託料 ②社会福祉事業団・社会福祉協議会
H16	同 上	①滋賀県造林公社・びわ湖造林公社 ②人件費
H17	大橋 弘美氏 (公認会計士)	①農政水産部における補助金・委託料・工事請負費 ②滋賀県道路公社
H18	同 上	①滋賀県の下水道事業 ②滋賀県下水道公社
H19	同 上	①教育委員会の各事業及び各施設 ②滋賀県の病院事業
H20	西村 猛氏 (公認会計士)	①県出資法人の財務事務の執行について
H21	同 上	①滋賀県の環境行政に関連する事務事業について
H22	同 上	①滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について
H23	遠藤 尚秀氏 (公認会計士)	①インフラ資産及び庁舎等の建設維持管理について
H24	同 上	①商工観光労働部が所管する事務事業の執行管理及び出資団体等の経営管理について

H25	同 上	①特別会計・地方公営企業・地方公社の財務事務の執行 及び 経営管理について
H26	村尾 慎哉氏 (公認会計士)	①高等教育機関における財務事務の執行について
H27	同 上	①文化芸術・スポーツにかかる施設の財務事務の執行および管 理運営について
H28	同 上	①試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について
H29	西野 裕久氏 (公認会計士)	①委託契約に関する財務事務の執行について
H30	同 上	①県立病院の財務に関する事務の執行について
R 元	同 上	①情報システムに関する財務事務の執行について
R 2	野口 真一氏 (公認会計士)	①観光施策（関連する施策を含む）に関する財務事務の執行に ついて
R 3	同 上	①教育に関する財務事務（主に学校教育に係るもの）の執行に ついて
R 4	同 上	① 農政水産部における財務事務の執行について
R 5	尾仲 伸之氏 (公認会計士)	① 環境に関する財務事務の執行について

滋賀県の監査2023

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

[発行 令和6年4月]

滋賀県監査委員事務局

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 〒520-8577

電話 077-528-4462

FAX 077-528-4971

E-mail kansa@pref.shiga.lg.jp

ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiunei/kansa/>

🔍 滋賀県 監査